

# 平成24年第3回防府市議会定例会会議録（その1）

○平成24年6月8日（金曜日）

---

## ○議事日程

平成24年6月8日（金曜日） 午前10時 開会

- 1 開 会
- 2 会期の決定
- 3 議席の変更
- 4 会議録署名議員の指名
- 5 選任第 4号 防府市議会予算委員会委員の選任について
- 6 市長行政報告
- 7 議案第23号 防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について  
(教育民生委員会委員長中間報告)
- 8 総合交通体系調査特別委員会の中間報告
- 9 推薦第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 10 選任第 3号 防府市固定資産評価員の選任について
- 11 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
- 12 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
- 13 報告第 4号 防府市土地開発公社の経営状況報告について
- 報告第 5号 財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について
- 報告第 6号 財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について
- 報告第 7号 財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について
- 報告第 8号 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について
- 報告第10号 公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について
- 報告第11号 社団法人防府市農業公社の経営状況報告について
- 14 報告第 9号 財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について
- 15 報告第12号 平成23年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について
- 報告第13号 平成23年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 報告第14号 平成23年度防府市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算

書の報告について

- 報告第15号 平成23年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
- 16 報告第16号 平成23年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 報告第17号 平成23年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について
- 17 報告第18号 専決処分の報告について
- 報告第19号 専決処分の報告について
- 報告第20号 専決処分の報告について
- 18 報告第21号 契約の報告について
- 19 報告第22号 契約の報告について
- 20 議案第54号 市道路線の認定及び廃止について
- 21 議案第55号 字の区域の変更について
- 22 議案第56号 財産の取得について
- 23 議案第57号 防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定について
- 24 議案第58号 防府市事務分掌条例等中改正について
- 25 議案第59号 防府市税条例中改正について
- 26 議案第60号 防府市営住宅設置及び管理条例中改正について
- 27 議案第61号 防府市工場等設置奨励条例中改正について
- 議案第62号 防府市事務所等設置奨励条例中改正について
- 28 議案第63号 平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）
- 

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

---

○出席議員（24名）

1番	斉藤	旭	君	2番	山根	祐二	君
3番	中林	堅造	君	4番	河杉	憲二	君
5番	松村	学	君	6番	土井	章	君
7番	弘中	正俊	君	8番	大田	雄二郎	君
9番	久保	玄爾	君	10番	山田	耕治	君
11番	重川	恭年	君	12番	山本	久江	君

14番	田中敏靖君	15番	高砂朋子君
16番	今津誠一君	18番	山下和明君
19番	横田和雄君	20番	田中健次君
21番	木村一彦君	22番	三原昭治君
23番	青木明夫君	25番	行重延昭君
26番	佐鹿博敏君	27番	安藤二郎君

---

○欠席議員（1名）

13番 藤本和久君

---

○説明のため出席した者

市長	松浦正人君	副市長	中村隆君
教育長	杉山一茂君	代表監査委員	中村恭亮君
上下水道事業管理者	浅田道生君	総務部長	阿川雅夫君
総務課長	末吉正幸君	財務部長	持溝秀昭君
生活環境部長	柳博之君	健康福祉部長	清水敏男君
健康福祉部理事	江山浩子君	産業振興部長	吉川祐司君
土木都市建設部長	金子俊文君	入札検査室長	福田一夫君
会計管理者	亀重正勝君	教育部長	藤井雅夫君
農業委員会事務局長	堀浩二君	選挙管理委員会事務局長	高橋光之君
監査委員事務局長	永田美津生君	消防長	永田眞君
上下水道局次長	大田隆康君		

---

○事務局職員出席者

議会事務局長 徳永亨仁君 議会事務局次長 末岡靖君

---

午前10時 開会

○議長（安藤 二郎君） ただいまから、平成24年第3回防府市議会定例会を開会いたします。

---

○議長（安藤 二郎君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。  
欠席の届け出のありました議員は、藤本議員であります。

---

### 会期の決定

○議長（安藤 二郎君） 会期についてお諮りをいたします。

今期定例会の会期は、本日から7月2日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から7月2日までの25日間と決定いたしました。

議事日程につきましては、お手元に配付しております日程に基づいて進行したいと思いますので、よろしく御協力のほどお願いいたします。

---

### 議席の変更

○議長（安藤 二郎君） 議席の変更についてを議題といたします。

議席の変更を議会運営委員会において御相談申し上げ、決定を見ましたので、議席順に氏名を御報告申し上げます。

局長より報告させます。

○議会事務局長（徳永 亨仁君） それでは、御報告申し上げます。

敬称は省略させていただきます。

1 番	齊 藤 議 員	2 番	山 根 議 員
3 番	中 林 議 員	4 番	河 杉 議 員
5 番	松 村 副議長	6 番	土 井 議 員
7 番	弘 中 議 員	8 番	大 田 議 員
9 番	久 保 議 員	1 0 番	山 田 議 員
1 1 番	重 川 議 員	1 2 番	山 本 議 員
1 3 番	藤 本 議 員	1 4 番	田中敏靖議 員
1 5 番	高 砂 議 員	1 6 番	今 津 議 員
1 8 番	山 下 議 員	1 9 番	横 田 議 員
2 0 番	田中健次議 員	2 1 番	木 村 議 員
2 2 番	三 原 議 員	2 3 番	青 木 議 員
2 5 番	行 重 議 員	2 6 番	佐 鹿 議 員
2 7 番	安 藤 議 長		

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） ただいま御報告しましたとおり議席を変更することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま御報告しましたとおり、議席を変更することに決しました。

それでは、恐れ入りますが、ただいま決定しました議席に、それぞれ御着席いただきますようお願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 10 時 2 分 休憩

---

午前 10 時 3 分 開議

○議長（安藤 二郎君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

---

#### 会議録署名議員の指名

○議長（安藤 二郎君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、河杉議員、6番、土井議員、御兩名にお願い申し上げます。

---

#### 選任第4号防府市議会予算委員会委員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第4号を議題といたします。

これより、予算委員会委員の選任を行います。

防府市議会委員会条例第8条の規定により、予算委員会委員に議長を除く議員全員をそれぞれ指名したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました方々を予算委員会委員に選任いたしました。

なお、予算委員会の正副委員長につきましては、本日の本会議終了後に委員会を開催して互選し、13日の本会議において御報告する予定としておりますので、よろしく願いいたします。

---

#### 市長行政報告

○議長（安藤 二郎君） これより、市長の行政報告を受けます。

市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 行政報告をいたします。

防府市養護老人ホーム「やはず園」を民設民営化した際の補助金支出に係る「怠る事実の違法確認請求事件」の判決の確定について御報告申し上げます。

本件は、平成19年3月13日に小川康博氏ほか2名から本市を被告として提訴されたものでございますが、山口地方裁判所において審理が進められ、昨年10月26日の第12回口頭弁論を最後に結審し、本年3月21日に判決の言い渡しが行われました。

判決は、「原告らの請求の一部を却下し、その他については棄却する」という内容でございましたが、原告らが控訴しなかったため市の勝訴が確定したことを本年4月6日付の判決確定証明書により確認いたしましたところでございます。

なお、弁護士に対する成功報酬金等につきましては、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置し、支払いを済ませております。

続きまして、東日本大震災で発生した災害廃棄物の広域処理につきましては、3月市議会定例会の最終日に御報告申し上げましたが、改めて、これまでの経過について御報告申し上げます。

東日本大震災から1年が経過した本年3月12日に、私は、山口県庁へ出向き、「災害廃棄物の受け入れについては、広域的なコンセンサスが必要であることから、県で一定の基準を定められ、焼却施設を持つ他の自治体に受け入れを求めるリーダーシップをとっていただきたい」旨をお伝えし、その翌日に記者会見でその考えを表明いたしました。

3月16日には、内閣総理大臣及び環境大臣から、都道府県及び政令指定都市あてに、文書による災害廃棄物の処理に係る広域的な協力要請があり、3月26日には、環境省と山口県との共催により、県内自治体の首長らを対象とした広域処理に係る説明会が開催され、環境省による広域処理の必要性、安全性等について説明を受けるとともに、出席者による意見交換が行われました。

県内における広域処理への協力について、山口県は、「災害廃棄物の受入判断とその処理は市・町の権限であり、必要に応じた調整等を行う」という基本的姿勢を示しており、県の調整のもと、市長会が協議会を開催し、対応を検討していくこととなっております。

これまで、4月3日と25日に市長会による協議会が開催され、災害廃棄物処理の安全性等に加え、災害廃棄物の焼却灰を、県内独自の方式である「焼却灰のセメント原料化リサイクルシステム」で対応することなどについて疑問が投げかけられ、検討を続けているところでございます。

また、5月21日には、環境省から、岩手県及び宮城県における災害廃棄物推計量の見

直し結果が公表され、当初の推計値に比べて全体量は減少しておりますが、両県において最大限の県内処理を図ってもなお、広域処理の必要量は247万トンとされております。

このように、被災地の状況や災害廃棄物の受入自治体の状況についても、刻々と変化しておりますことから、さらなる情報収集も必要と考えております。

3月定例市議会では、「東日本大震災の災害廃棄物の安心・安全な受け入れに関する決議」が全会一致でなされており、平成21年の豪雨災害の際に全国から御支援をいただいた防府市として、できる限りの支援を行っていかねばならないという思いは、私も市議会の皆様と同じでございます。

また、去る6月6日の全国市長会におきまして、復興の大前提である災害廃棄物処理について、膨大な量を被災自治体のみで処理することは困難であることから、災害廃棄物等の処理に対する支援についての決議もなされているところでございます。

今後も、市長会による協議会などを通じて、関係機関や県内市・町との連携を密にし、市民の皆様の安全・安心の確保を優先しながら、災害廃棄物の受け入れに係る検討を進めてまいり所存でございます。

続きまして、平成19年に売却いたしました中心市街地の公有地に係る開発の進捗状況等について御報告申し上げます。

平成19年に株式会社原弘産に売却いたしました防府駅みなどぐち広場用地につきまして、本年3月14日に同社から分譲マンションの企画・販売を業とする株式会社エストラストへ所有権を移転したい旨の承認申請書が提出されました。

承認の申請に当たり提出された事業計画は、地上13階建て約80戸の分譲マンションの1階部分に商業系のテナント等を備えた施設とコンビニエンスストアを建設するものであり、まちなか居住の観点から、駅前のにぎわいを創出しようとする内容でございました。

この事業計画につきましては、二度にわたり議員の皆様に説明させていただき、その中で、分譲マンションの1階・2階への公共施設の導入、カルチャー施設などの建設、コンビニエンスストアに替わる集客性のある施設の導入、雨水の再利用等のための貯水施設の設置等の御要望をいただきました。

これらの御要望について株式会社エストラストへ検討をお願いいたしましたところ、建設費等のコスト増加や時間的な制約により、事業計画が成り立たない等の理由から、この対応はできかねる旨の回答を受けております。

土地開発公社では、本年3月23日の理事会において、株式会社エストラストから提出された書類等により資格及び事業計画について審査し、いずれも適当であると判断いたしましたので、承認を決定し、事務手続を経て、4月18日に所有権移転承認の通知を行い

ました。

その後、株式会社原弘産と株式会社エストラストとの間で、不動産売買契約の締結が4月27日付で行われたとのことでございます。

今後の予定でございますが、コンビニエンスストアにつきましては、今月中旬の着工、7月下旬ごろの竣工を予定され、分譲マンションにつきましては、本年10月ごろの着工の予定でしたが、少しおくれる旨、お聞きしているところでございます。

当該地は、防府市の顔とも言うべき場所でありますので、市といたしましては、株式会社エストラストの事業計画が円滑に進むよう、できる限り支援してまいりたいと考えております。

続きまして、離島航路の新船建造について、その後の経過を御報告申し上げます。

新船建造の進捗状況につきましては、本年3月6日に「新船建造計画事前協議書」を国土交通省海事局へ提出し、3月28日付で新船建造の承認を受けております。

建造を行う造船所につきましては、頑丈な船体を建造してきた経験や、早期の就航が急務であることなどを考慮し、海上保安庁などの官公庁船の建造実績が多く、また、有限会社野島海運の所有船「のしま」及び「ニューのしま」の建造を手がけた、尾道市の株式会社木曾造船を選定しております。

建造費につきましては、株式会社木曾造船が作成した新船の設計仕様等を、共有建造者である独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、いわゆる「JR T T」と有限会社野島海運が精査しました結果、最終的に3億2,550万円となっております。

なお、建造費の9割は、JR T Tが負担し、残り1割は国からの補助金を受けて、有限会社野島海運が負担することとしており、この補助金の交付申請書を本年5月25日付で国土交通大臣に提出し、現在、国において審査されているところでございます。

この補助金の交付決定を受け次第、JR T T、有限会社野島海運及び株式会社木曾造船の三者で、共有旅客船建造協定及び船舶建造工事請負契約を締結し、速やかに新船の建造着工に入る予定としており、本年秋の就航を目指し、関係機関の御協力をいただきながら、全力で取り組んでまいります。

また、この新船の船名につきましては、野島の船として、広く市民から親しまれ、愛される船名を市民の皆様から募集したいと考えておりますので、応募方法等につきましては、市広報への掲載やマスコミ等に御協力をいただいておりますこととしております。

新船就航までの間、離島航路の運航につきましては、予備船「のしま」と3月市議会定例会において御報告いたしました、岡山県の実業会社から傭船しております「にゅうとよら2」の2隻体制で運行を行い、安定運航を確保してまいります。



今後も引き続き、安全運航体制の一層の強化を図り、安全管理と安全運航の徹底に努めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの行政報告に対する質疑につきましては、一般質問に含めてお願いしたいと思います。

したがいまして、この質問の要旨は、本日の午後5時までに御提出いただきますようお願い申し上げます。

---

議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について（教育民生委員会委員長中間報告）

○議長（安藤 二郎君） この際、教育民生委員会より、議案第23号の審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

重川委員長。

〔教育民生委員長 重川 恭年君 登壇〕

○11番（重川 恭年君） おはようございます。それでは、3月議会定例会において閉会中の継続審査となりました議案第23号防府市職員の特殊勤務手当に関する条例及び防府市斎場・葬儀所設置及び管理条例中改正について、5月16日、17日、29日及び6月4日に、委員会を開催し審査いたしましたので、御報告申し上げます。

委員会としては、審査の参考とするため、5月16日、17日の両日には、市内の葬儀業者5社及び防府市自治会連合会から意見を述べていただきました。

初めに、葬儀業者の意見陳述等の主なものを申し上げますと、「葬具の販売は、していただけるのか」との質疑に対し、すべての業者から「葬具の販売は、市の業務と同様に可能です」との答弁が、「遺体搬送だけをしていただけるのか」との質疑に対しては、「葬儀業者5社のうち、4社から「遺体搬送は可能です」との答弁がございました。

また、「防府市の葬儀所業務を廃止した場合、生活保護の場合は、葬祭扶助の範囲内で、葬儀が可能か」との質疑に対し、すべての業者から「市の葬祭扶助の範囲内で、葬儀は可能です。葬儀の内容によっては、高い安いということはありません」との答弁がございました。

さらに、「低所得者の場合、安価な葬儀費用は、可能か」との質疑に対し、「低所得者の範囲はわからないが、生活保護の葬祭扶助の範囲内で可能です」との答弁や、「火葬だけなら5万円程度の費用で可能です。事前に相談いただければ、低廉な価格での葬儀は可能です」との答弁がございました。

また、「市の斎場で、祭壇を常設し、斎場の使用料だけで、祭壇も貸し出すことになれば、民間業者との価格差は、拡大すると思われるか。民間業者への圧迫と感ずるか」との質疑に対し、「価格差は、拡大すると考えますし、民間業者への圧迫と感じます」との答弁や、「市の葬儀所業務は、業者への抑止力となり、脅威であり、圧迫と感じますが、あってもなくても、自由ではないかと考えております」との答弁がございました。

次に、防府市自治会連合会の意見陳述の主なものを申し上げますと、「葬儀所業務の廃止については、どう考えるか」との質疑に対し、「福祉サービスの面からも業務を続けていただきたいし、費用対効果という理由から葬儀所の業務を廃止することについては、反対です」との答弁がございました。

また、「悠久苑に祭壇等を固定しておいて、それを安く利用していただくという方法をとれば、悠久苑の利用は、むしろ増えるのではないかという意見が、多くあることを申し上げておきます」との意見がございました。

また、「葬儀所業務を廃止した場合、相談窓口については、必要と考えられるか」との質疑に対し、「民間業者等の方々に対する交通整理のための相談窓口であれば、必要ないと考えますが、市民のために、内容のある相談窓口は、必要と考えます」との答弁がございました。

また、「市のひつぎや霊柩車の利用料は、手ごろで大変、喜ばれております」との意見がございました。

続きまして、執行部との、審査の過程における主な質疑等につきましては、「葬儀所業務の廃止に伴い、低所得者の方々に対しての助成制度等、福祉サイドとの協議は、されたのか」との質疑に対し、「収入の少ない方の御相談は、市民課の窓口や病院を通じてありますが、国保の葬祭料ぐらいでできるという御案内もしておりますし、低所得者層に対して、低廉な費用での葬儀の実施について、業者の方と協議をしてきた経緯もありますので、今のところ、福祉サイドとの協議はしておりませんが、どの程度から補助するのか、低所得者の基準をどうするのか、非常に難しいのではないかと感じております」との答弁がございました。

これに対し、「葬儀所業務を廃止ということであれば、福祉の面から、何ができるのか、具体案を持っておく姿勢が必要と思われ、福祉サイドとの協議を行っていただきたい」との要望がございました。

また、「仮に葬儀所業務が廃止となった場合に、相談窓口の対応はどうか」との質疑に対し、「市民課の窓口で引き続き行う必要があると考えております。また、市民なんでも相談課による電話対応や宿直での相談体制についても、今後、関係課と協議を行いまして、

相談窓口を充実させたいと考えております」との答弁がございました。

これに対し、「市民向けの案内の素案を作成されているが、葬儀業者の情報提供も加えていただきたい」との要望がございました。

以上をもちまして、当教育民生委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの教育民生委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で教育民生委員会の中間報告を終わります。

---

### 総合交通体系調査特別委員会の中間報告

○議長（安藤 二郎君） この際、総合交通体系調査特別委員会より、審査の過程について中間報告をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。

高砂副委員長。

〔総合交通体系調査特別副委員長 高砂 朋子君 登壇〕

○15番（高砂 朋子君） おはようございます。委員長が欠席しておりますので、副委員長の私がかわって御報告を申し上げます。

去る5月11日に、総合交通体系調査特別委員会を開催いたしましたので、その概要について御報告を申し上げます。

委員会では、まず、3月19日に開催された「防府市生活交通活性化推進協議会」において徳山工業高等専門学校から報告があった「防府市におけるバス交通網再編成に関する研究」の概要について、執行部より説明がございました。

説明内容について申し上げますと、「これは、生活交通としてのバス路線の利便性の向上、利用促進を図るため、GIS（地理情報システム）を用いたシミュレーション分析によって、生活交通の需要調査を行い、有効とされるバス交通網編成モデルを提案するものです。

65歳以上の高齢者を対象者として、バス停から400メートル以上離れた場所を交通不便地域と定義し、人口分布データとGISデータから視覚で把握できる「生活交通需要マップ」を、また、地区別人口データと路線バス本数から数値で把握できる「地区別人口一覧表」を作成しています。

防府市全体の分析結果として、路線バスの潜在需要がある地域は、牟礼、向島、勝間、華城ということでした。

周辺地区の分析及び改善案といたしまして、小野地区では、高齢者の住居からバス停までの距離が遠いことから、バス停まで運行を行う乗合タクシーの導入の提案、また、富海

地区では、高齢者率が41.9%であり、そのうちの12.2%が、交通不便地域に居住されておられる一方で、路線バスの本数は、他路線と比較しても良好であることから、バス停の位置の変更の提案がございました。

大道地区では、切畑から大道駅を經由し防府駅へ向かうバス路線の本数が2便しかなく、高齢者率も32.2%と高いことから、通院を視野に入れたバス路線の確立が必要であるとの提案がなされております。

今後は、地域の需要を詳細に把握するため、高齢者を対象にアンケート調査を実施し、より具体的な交通再編成案を提案する必要があるということがございました。

こうした提案を踏まえて、執行部といたしましては、6月上旬から7月初旬にかけて、小野地区全域及び切畑地区に在住の60歳以上の方にヒアリング調査、またはアンケート調査を実施いたします」との報告を受けました。

次に、質疑等の主なものを申し上げますと、「今回の研究で、まちなかに交通が不便な方が多くいらっしゃるのことがわかったのに、なぜ、小野、富海、大道地区のみを今後の研究対象としているのか」との質疑に対しまして、「市内すべての交通不便地域を一度に解消しようとするのは困難ですので、小野、大道地区で実証実験をしてみたい」との答弁がございました。

これに対し、「小野、大道、富海の周辺地区とまちなかに適した交通体系とは異なるので、まちなかの交通不便地域にお住まいの高齢者も対象に、アンケート調査を行うべきである」との意見がございました。

次に、「バス路線の課題に加えて、バス停の整備も必要ではないか」との質疑に対しまして、「防府市生活交通活性化計画の中にも、利便性の向上として、バス停の整備について盛り込んでいますので、整備を進めていかななくてはならないと考えております」との答弁がございました。

さらには、「徳山工業高等専門学校からの今後のスケジュールは、7月から9月にかけて、アンケートの集計、分析、10月から12月にかけて、データの分析、防府市への提言となっているが、そのとおりなのか。市としての交通網再編の骨子の発表や、バス事業者等との協議の時期は、いつになるのか」との質疑に対しまして、「アンケートに関するスケジュールにつきましては、その予定で進めてまいりますし、バス事業者等との協議の時期につきましては、早急に詰めてまいりたいと思います。市としての交通網再編の骨子の発表につきましては、アンケートの実施と並行して検討していきたいと考えておりますが、これについても、早急に詰めてまいりたいと思います」との答弁がございました。

そのほか、「報告書では、交通不便地域をバス停から400メートル以上離れた場所と

しているが、路線バスが頻繁に来る地域と、切畑のように1日2便しかない地域を一律に扱うには問題がある」という意見や、「交通不便地域にお住まいの高齢者が通院することを主として、交通網を再編すべきである」というものや、「70歳くらいまでの高齢者は元気ですし、タクシー業界では、70歳以上の方には乗車賃を割り引いているので、対象者を65歳以上ではなく、70歳以上の高齢者にしたほうがよい」というものがございました。

本委員会といたしましては、「このたびの研究で、交通弱者の分布状況が判明したので、スピード感を持って交通弱者を救済する施策を示していただきたい。アンケートの実施についても3地区に限るのではなく、全市を対象に行っていただきたい」と要望いたしました。

以上をもちまして、総合交通体系調査特別委員会の中間報告とさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの特別委員会の中間報告に対し、質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で総合交通体系調査特別委員会の中間報告を終わります。

---

#### 推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（安藤 二郎君） 推薦第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 推薦第2号人権擁護委員候補者の推薦について御説明申し上げます。

本案は、人権擁護委員の福田勝正氏の任期が9月30日をもって満了となりますので、人権擁護委員候補者を推薦するに当たり、人権擁護委員法の規定により議会の御意見をいただくため、提案するものでございます。

福田委員は、人権擁護委員として、平成15年から3期9年にわたり、本市の人権擁護に御尽力をいただきましたが、今期をもって退任されることになりました。御労苦に対し、ここに改めて深く感謝の意を表する次第でございます。

このたび、お願いいたしております、内藤和行氏は、昭和46年に防府市役所に入所され、監査委員事務局長、公平委員会事務職員、副収入役、会計管理者などを歴任され、平成21年3月に退職されました。

現在は、社会福祉法人防府市社会福祉協議会に勤務しておられます。

人権擁護に対しまして情熱を持っておられ、これまでの豊富な御経験を生かしていただ

けるものと確信いたしております。

御賛同をいただきますよう、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、推薦第2号については、これに同意することに決しました。

---

#### 選任第3号防府市固定資産評価員の選任について

○議長（安藤 二郎君） 選任第3号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 選任第3号防府市固定資産評価員の選任について御説明申し上げます。

本市の固定資産評価員は、従来から課税課長に兼務させておりますが、さきに行いました人事異動により課税課長の交代がありましたので、本案を提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思いますのですが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これに同

意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、選任第3号については、これに同意することに決しました。

---

#### 承認第1号専決処分の承認を求めることについて

○議長（安藤 二郎君） 承認第1号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が、3月31日に公布されたことに伴い、本市の市税条例及び都市計画税条例もこれに準じて改正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする时期的余裕がございましたので、専決により措置したものを、このたび御承認いただくものでございます。

改正の内容につきましては、3年に一度の固定資産価格の評価替えの年に当たり、土地に係る固定資産税及び都市計画税について負担調整措置を平成26年度まで継続し、住宅用地における措置特例を経過的な措置を講じた上で廃止するもの、特例民法法人から移行した一定の一般社団法人または一般財団法人が設置する幼稚園、図書館及び博物館に係る固定資産税等の非課税措置を新たに設けるもの、また、東日本大震災により住宅が滅失等した場合に、その居住用家屋の敷地の用に供されていた土地などを譲渡することに伴い、課税の特例の適用を受けるための要件の一つである譲渡期間を延長するもの及び東日本大震災によって居住の用に供することができなくなった家屋に係る住宅借入金等特別税額控除と、再取得等をした住宅に係る住宅借入金等特別税額控除の重複適用を可能とするものなどでございます。

御承認くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。木村議

員。

○21番（木村 一彦君） この承認第1号に反対の立場で討論をいたしたいと思います。

この条例改正は多岐にわたっておりますが、ただ1点、防府市税条例及び防府市都市計画税条例の一部改正のうち、住宅用地にかかわる据置特例を平成24年度、25年度に経過措置を講じた上で、平成26年度に廃止するという点について承認しがたいものであります。

これは、地方税法改正に伴うものではありませんけれども、これの結果、固定資産税、都市計画税ともに市民の税負担が増えることとなります。現下の深刻な不況下で多少なりとも税負担が増えることは、市民の消費マインドをさらに冷え込ませることになり、また、まちの景気の落ち込みを一層深刻なものにすることとなります。よって、これに反対いたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については反対の意見もありますので、起立による採決といたします。承認第1号については、これを承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者 起立〕

○議長（安藤 二郎君） 起立多数でございます。よって、承認第1号については、これを承認することに決しました。

---

#### 承認第2号専決処分の承認を求めることについて

○議長（安藤 二郎君） 承認第2号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本案は、平成19年3月13日に本市を被告として提訴された住民訴訟について、本市の勝訴が確定したことに伴い、平成24年度の一般会計予算を補正する必要が生じましたが、市議会にお諮りする時間的余裕がございませんでしたので、専決により措置したものをこのたび御承認いただくものでございます。

補正の内容につきましては、歳出において、応訴委託料の経緯として157万6,000円を計上し、これと同額を予備費から減額したものでございます。

御承認くださるよう、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。



〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本件については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本件については、これを承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、承認第2号についてはこれを承認することに決しました。

---

報告第 4号防府市土地開発公社の経営状況報告について

報告第 5号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告について

報告第 6号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告について

報告第 7号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告について

報告第 8号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告について

報告第10号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告について

報告第11号社団法人防府市農業公社の経営状況報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第4号から報告第8号まで及び報告第10号、報告第11号の7議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第4号から報告第8号まで、並びに報告第10号及び報告第11号の7法人の経営状況報告について、一括して御説明申し上げます。

まず、報告第4号防府市土地開発公社の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

平成24年度の事業計画でございますが、市から先行取得の要請がありましたら、随時対応する予定でございます。

続きまして、報告第5号財団法人防府スポーツセンターの経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味

財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

主な事業といたしましては、防府市体育館「ソルトアリーナ防府」の建設に伴い、利用を休止しておりました北側運動広場を新たに整備し、6月16日から供用を開始するとともに、山口国体において軟式野球の競技会場となりました野球場の環境整備に努め、全国から多くの選手や観客の皆様をお迎えいたしました。

また、プール閉鎖に伴う代替措置といたしまして、未就学児を対象に、仮設プール「ジャブジャブ ランド」を開設するとともに、市民が無料でプールを利用できるよう小学生以上を対象としたプール開放事業を、プール事業を行う民間事業者へ委託いたしました。

平成24年度事業計画の概要についてでございますが、野球場、運動広場、夜間照明施設につきましては、利用者が、より快適に利用できるよう適正な管理運営に努めてまいります。

プール閉鎖に伴う代替措置につきましては、昨年度に引き続き、仮設プールを開設するとともに、プール開放事業を民間事業者に委託いたします。

スポーツの振興につきましては、子どもから高齢者まで、年間を通して健康づくりができるようスポーツ教室の開催や講師の派遣を行い、その普及促進に努めてまいります。

続きまして、報告第6号財団法人防府市住宅協会の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容といたしましては、中層耐火構造住宅4棟96戸の適正な維持管理に努めてまいりました。

平成24年度事業計画につきましては、引き続き96戸の賃貸住宅の適正な維持管理を図るとともに、健全な運営に努めてまいります。

次に、報告第7号財団法人防府市公営施設管理公社の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししているとおりでございます。

事業内容につきましては、6業務を受託して、施設等の維持管理及び緑化推進に努めてまいりました。

平成24年度の事業計画につきましては、6業務を受託し、健全な運営に努めてまいります。

次に、報告第8号社会福祉法人防府市社会福祉事業団の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

各施設及び事業について概要を御説明申し上げますと、指定管理者として指定を受けた愛光園、大平園、なかよし園、わかくさ園及び身体障害者福祉センターについて、それぞれの施設機能を活用した施設運営に努めてまいりました。

「愛光園」では、在宅の知的障害者を対象に、自立と社会への適応性を高めることを目標に掲げ、個々の主体性を考慮した生活支援と作業支援を行い、「大平園」では、入所によって更生に必要な支援を行うとともに、短期入所事業として、日中一時支援事業を実施いたしました。

「身体障害者福祉センター」では、在宅障害者の更生相談や機能回復訓練などを継続的、計画的に行い、社会生活への適応性を高めることにより、障害者の自立や社会参加の促進につながるよう努めてまいりました。

また、障害者全般の相談窓口として、障害者生活支援センターにおいて、助言、支援を実施いたしました。

「なかよし園」では、就学前の心身障害児に対し、通園により、集団生活に適應できるよう、個別の年間目標に沿って、機能回復訓練、その他必要な支援を行ってまいりました。

「わかくさ園」では、地域における心身障害者の生きがいの拠点として、在宅障害者一人ひとりの個性に応じた支援を行ってまいりました。

「ホームヘルプサービス」事業では、日常生活を営む上で支障のあるお年寄りや心身障害者のため、家事援助や身体介護等を行ってまいりました。

「地域包括支援センター事業」では、市の委託を受け、防府東地域包括支援センターとして、担当地区である牟礼地区、松崎地区及び富海地区の高齢者の介護予防プランの作成や総合相談、権利擁護等の事業を行ってまいりました。

平成24年度の事業計画につきましては、障害者自立支援法や児童福祉法に基づき新たなサービス体系に移行した各施設、各事業の持つ目的及び機能を十分に考慮し、なお一層、積極的に事業を推進し、効果的な施設の運営に努めてまいります。

次に、報告第10号公益財団法人防府市文化振興財団の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業内容につきましては、指定管理者として指定を受けた防府市公会堂、防府市地域交流センター、防府市青少年科学館及び防府市視聴覚ライブラリーの4施設について、それぞれの機能に応じた管理運営業務を適正に実施するとともに、設立の趣旨に沿った文化事業及び科学事業を企画、実施いたしました。

平成24年度事業計画につきましては、さきの4施設について、指定管理者として施設

の安全管理の徹底と経費節減、サービスの向上に努め、利用の促進を図るとともに、自主事業を充実させ、施設の機能に応じた事業を展開いたします。

事業内容といたしましては、防府市公会堂及び防府市地域交流センターにおきましては、鑑賞事業、育成事業及び発表・支援事業の三本柱による文化芸術事業の推進を図り、防府市青少年科学館におきましては、科学事業及び視聴覚ライブラリー事業の推進を図ることにより、市民一人ひとりが、文化の心をはぐくみ、文化を創造し、文化を享受することができる環境づくりに努めてまいります。

続きまして、報告第11号社団法人防府市農業公社の経営状況報告についてでございますが、平成23年度の決算につきましては、お手元の事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録にお示ししておるとおりでございます。

事業の内容につきましては、農作業受委託事業では、無人ヘリコプターによる防除作業の実施をはじめ、各種受委託事業の推進に努めてまいりました。

地域農業の担い手の育成に関する事業では、防府市農作業受託者協議会の活動の支援を行うとともに、無人ヘリコプターのオペレーターを育成するため、教習施設において知識と操作技術を修得させるとともに、フライト講習を実施いたしました。

地域住民との「農」の交流事業では、ミニ農園利用者の栽培状況について、巡回指導を実施いたしました。

平成24年度事業計画につきましては、農作業受委託事業について、受託規模のより一層の拡大に努めてまいります。

特に、無人ヘリコプターによる防除作業の受託事業につきましては、利用者の利便性を図るとともに、きめ細やかな対応を行うため、昨年に引き続き、無人ヘリコプター2機体制による防除を行うことといたしております。

地域農業の担い手の育成に関する事業につきましては、防府市農作業受託者協議会の活動を積極的に支援するとともに、無人ヘリコプターのオペレーターの操作技能の向上を図ってまいります。

地域住民との「農」の交流事業につきましては、引き続き、ミニ農園利用者への栽培状況について巡回指導を行ってまいります。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第4号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第4号を終わります。

次に、報告第5号に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 財団法人防府スポーツセンターについてお尋ねをいたします。

資料の2—（1）というページですが、事業報告書がありますが、この総括事項の一番最後のところに「新公益法人移行業務として、公益法人への移行についての調査及び検討を行った」というふうにあります。以前から財団法人防府スポーツセンターは公益法人に移行するという方針であるということでお聞きしておりますが、この23年度の調査及び検討でどのような形になったのか、お伺いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 教育部長。

○教育部長（藤井 雅夫君） お答えいたします。

財団法人防府スポーツセンターにつきましては、今、御指摘のように、平成23年度に新公益法人への移行についての事務を行ってまいりました。

その結果でございますが、公益法人に移行するためには、公益目的事業を主たる目的とすることほかの公益認定基準がございますが、その中の一つに、「遊休財産の保有の制限について」という項目がございます。「遊休財産額が1年間の公益目的事業の費用を超えてはいけない」、こういった規定がございます。

今、財団法人防府スポーツセンターは大変たくさんの方々の財産を持っておりますが、財団法人防府スポーツセンターの土地、あるいは野球場、プール、特にプールが今、使用を停止しております。あと、財団法人防府スポーツセンターの土地を市のほうに無償で貸し出して、その上にソルトアリーナ等が建っております。

その辺が遊休資産というふうにみなされる、該当する可能性があるということで、今、公益法人への移行ということが大変難しい状況になっているところでございます。

今後のいろんな可能性について、今、財団事務局と教育委員会で協議しているというところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 移行が難しいということであれば、その辺はぜひ検討をいただきたいと思うんですが、この財団法人防府スポーツセンターというのは、ある意味では、当時、市が直接体育館だとかプールだとか、そういうものを持つよりも、こういう形にするほうがむしろ補助が受けやすいだとか、こんな問題もたしかあって、そういう形を一種、してきたんだろうと思います。

したがって、やはり、土地だとかそういうものは、ある意味では市へ寄附するだとか、そういう形のものが今後必要ではないかということをお意見として申し上げておきます。

それから、次の質問、2つ目の質問ですが、2—(21) ページで、これは予算書のほうですが、あるいは2—(19) ページで、スポーツ振興事業の(1) のところで、コナミグループのほうに講師として職員を派遣するというふうに書いてあります。

昨年も指摘して、これは問題がないというような答弁がすぐ返ってきたわけですが、どうも腑に落ちないので、改めてお聞きをいたしますが、民間企業にそういった財団が職員を派遣するとすれば、これは労働者派遣法との関係でどうなるのか、そういうことが私はできないんだと思うんですが。

だから、「講師として職員を派遣する」ではなくて、受託契約というような形でないと、これはできないんじゃないかと思うんですが、この辺についてはどうお考えでしょうか。

○議長(安藤 二郎君) 教育部長。

○教育部長(藤井 雅夫君) この教室につきましては、コナミグループと協議をいたしまして、いろんな種目の教室をその年度実施するということを決めまして、1回派遣料が幾らというふうな契約で、その教室を財団法人防府スポーツセンターのほうで運営しているということになっております。

○議長(安藤 二郎君) 田中健次議員。

○20番(田中 健次君) その事業の中身がいいとか悪いとかではなくて、今、1回幾らという形で契約をしていると言われましたが、労働者派遣契約をしているわけです。そういうことが労働者派遣法との関係でできるのかどうか。

だから、それはそうじゃなくて、その事業の一部を受託するというか、コナミグループのほうから財団法人防府スポーツセンターが。そういう形の受託契約でないと、労働者派遣法上問題があるのではないかと思うんですが、この点について検討されているのかどうか。検討されていなければ、早期にそこを再検討いただきたいというふうに思います。

○議長(安藤 二郎君) 教育部長。

○教育部長(藤井 雅夫君) その教室については、財団法人防府スポーツセンターの講師が別にコナミグループの指示を受けるわけではなく、独立して運営しておりますので、特に問題はないとは思いますが、今御指摘のありました契約の形態につきましては、これから調査して、もし問題があればしかるべき措置をしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長(安藤 二郎君) よろしいですか。

以上で、報告第5号を終わります。

次に、報告第6号に対する質疑を求めます。山本議員。

○12番(山本 久江君) 財団法人防府市住宅協会が持つ4棟96戸の住宅につきまし

ては、大変老朽化が進んでおります。八王子第1アパート、これは、今後の対応は、解体等も含めたそういう対応になると思うんですが、清水川アパートA・B、それぞれ約40年程度経過しておりますし、それから、中関アパートにつきましても建設後37年が経過をしているということで、それぞれの住宅の修繕等も必要であろうかと思いますが。

その立場からいきますと、平成23年度の収支計算書を見ますと、3―(2)に当たりますが、この修繕費支出が、予算が817万5,000円というのに対して4割弱の修繕費の支出となっております。これで十分であったのかどうか、そのあたりも疑問に残るところですが、このあたりの状況を少し説明していただけたらというふうに思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問いただきました住宅の管理状況についてでございますが、先ほど御説明もさせていただきましたが、今、住宅協会におきましては、4棟96戸、いわゆる市民の皆様方に御利用いただいております。

そのうち清水川のA棟・B棟、中関アパートについて、老朽化で維持管理費等がかさんでいるのではないかという御質問でございましたが、清水川A棟・B棟、さらに中関アパートにつきましても、多くの方々にまだ御利用いただいている状況でございます。その都度、御協議を差し上げながら適宜修繕を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） どなたからもさまざまな御意見が出ていますので、ぜひともそれに対応した形の予算執行をお願いをしたいというふうに思います。

それから、八王子のアパートについてでございますけれども、今後の計画についてお尋ねをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 八王子アパートについての現状について御説明を申し上げます。

ただいま申し上げましたように、清水川の2棟と中関アパートにつきましても、多くの方々に御利用いただいているというふうに御説明を差し上げたところでございますが、既に八王子アパートにつきましても、これまでも御説明を重ねておりましたが、入居者数が減じておる状況の中で、本日、5月末現在では入居者が既にいらっしやらない状況にございます。

そういう状況でございますので、今、住宅協会の今後の方針といたしましては、今後また議会のほうにも御説明をする機会があるかと思いますが、八王子アパートについての今後、解体等も含めて検討を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山本議員。

○12番（山本 久江君） 3回になりますので、今後の具体的な計画が、今、示されれば、御提案をお願いをしたいということと、きょうも私、あのアパートの前を歩いてまいりましたけれども、大変まちなかにあって、草も大変生えておりまして、建物は確かにだれかが入らないように板が張りつけてありますけれども、その周辺は草ぼうぼうの状態、あれでは大変見苦しいという、管理が大変不十分だというふうに思いますので、その辺もきれいにしていただくように、特に目立つところがございますので、よろしくをお願いいたします。これは要望です。

もし具体的な計画が示されれば、お願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 住宅協会につきましても、法人の今後ということで検討を進めておるところでございます。既に議会の皆様にも御説明をしておりますが、寄附行為等の変更も行いながら今日に至っております、今年度末あたりをめどに今後の方針をきちんと御説明もさせていただく予定にしております。

八王子アパートにつきましては、現在申し上げましたように、解体も含めて検討中ということで、残りの住宅につきましても、実は住宅協会の寄附行為の中にもございますが、市のほうに財産を所管するという方向もございまして、そういったことも含めまして、今後また、お諮り、御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 私が聞きたいことの大半を山本議員が、質問をしていただきましたが、まず、平成23年度で申し上げますと、1点目は、先ほど市長の報告の中で、4棟96戸の「適正な維持管理に努めた」と、こうあったわけですが、八王子住宅については、その「適正な維持管理に努めた」、具体的に何をしたら教えてください。

とても、幽霊屋敷、お化け屋敷、犬猫の屋敷のような感じがしてならない。近所の人も大変迷惑をしておりますが、具体的にどういうことをして適正な維持管理に努めたのか、教えてください。

それから、もう1点は、未収金が81万8,000円、要するに家賃収入、そして、駐車場の収入で2万6,000円ありますが、これは、きょう現在はすべて完納されているのかどうか、たまたま時間経過の都合上、3月31日には未収であったのかどうか。あるいは、かなり長期にわたる滞納はないのかどうかということ。

それと、もう1点は、先ほどの山本議員の質問の中で、今現在は八王子住宅には人は5月で住んでいないと、予算書を見ますと12カ月分の家賃収入が上がっておったんです



が、だから、まだいるんだなと思っていたんですが、今現在ではだれもいないのかどうか、確認です。

そして、もしいないのであれば、自由ヶ丘にもだれもいない中途半端な住宅があって、市民も困っておりますが、市はそういうものをむやみやたらに放置するのではなく、だれもいないのなら、早急にこの予算に上がってもいいんじゃないかというぐらいの思いがしておりますが、その辺をお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの御質問にお答えをしたいと思いますっております。

八王子アパートに限っての管理状況ということになるかと思えます。これまで都度説明を差し上げてきたつもりでおりますが、確かにこれまで八王子アパートに3戸の方のまだ御入居がございました。現時点では、その3戸の方々にも今、御退去をいただきましたので、現状では八王子アパート、お住まいの方はいらっしゃいません。

現在の管理状況としては、いわゆる敷地内の不法な立入等が一般の方がされないような管理をしております。議員さんの御質問にございますそれまでの管理状況といたしましては、建物等が古いということもございますので、入居室等につきましては、その都度お話ししながら管理をしておりましたが、多分それ以外の敷地等のことだと思えますが、そこらあたりにつきましては、多分私が説明するまでもなく、付近の方々にいろんな御意見をいただくことがあろうかというふうには思っております。

それと、未収金につきましては、先般の住宅協会の総会の中でもありましたけども、現状、この未収金がありますので、早期に回収ができるよう努めてまいりたいと思っております。

それと、最後に、八王子アパートの今後でございますが、先ほどお答えもいたしましたけれども、現在では八王子アパートそのものは、管理戸数の中には入っておるということで報告も差し上げているところでございますが、現状、入居者はございませんので、できるだけ早期に解体等に向けて、また検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 未収金のところで私は、要するに、今の答弁では、今現在どうもすべて入っているというような答弁でなくて、「回収に努める」と、こういうことでしたが、それでは、伺いますが、要するに半年以上ぐらいの、あるいは3カ月かもしれません。賃貸住宅の場合のあれはどのぐらいになるのか私は知りませんが、3月、6カ月以上の滞納があるのかどうか、すべての住宅ですけれども、お尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 未収金の6カ月以上の滞納があるかないかということの御質問でございますが、まことに申しわけございませんが、今、手元資料の中では確認できるものがございません。後ほどまた御報告させていただければと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） ぜひ、入っている者の義務として、家賃を払うのが当たり前ですから、特に前年度の3月31日現在の未収家賃が68万2,000円、そして、24年の3月31日現在が81万8,000円と、13万5,000円増加していると。増加傾向にある、それは適正な管理ではないというふうに私は思いますので、そういうことのないように努力をしていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 先ほどの財団法人防府スポーツセンターの場合と同じ種類の質問になるわけですが、いわゆる公益法人改革の観点で、この財団法人防府市住宅協会について、昨年、この議会での答弁では、「一応解散をめどに目標と言ったらおかしいんですけど、こういったことも考慮しながら検討をしているところでございます」というような、これは財団法人防府市住宅協会だけでなく、社団法人防府市農業公社と財団法人防府市公営施設管理公社ですけれども、その3つをひっくるめてで、あとの2つについてはまたそれぞれのところで聞きますけれども。この財団法人防府市住宅協会についての現時点の検討の状況は、どういう方向性ということになっておるのでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 財団法人防府市住宅協会の公益法人化ということの御質問でございますが、先ほど来より御質問いただいている中で私がお答え差し上げましたが、財団法人防府市住宅協会の今後につきまして、実は、財団法人防府市住宅協会の寄附行為の第30条の中に、「理事会の議決を経て、主務官庁の許可が得られれば」ということで、「本会と類似の目的を持つ他の団体または市に寄附することができる」というものがございます。

財団法人防府市住宅協会の住宅につきましては、もちろん市としては市営住宅の運営も行っておりますが、全く市営住宅と同じ目的を持った住宅ではございませんが、類似の市民の方々に御利用いただける住宅を運営しているということで、防府市への財産の寄附も可能ではないかということで、その方向も含めながら検討を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） そういう形になると、それは大体いつごろになるのかということが1点。

それから、もう一つ、市営住宅との関連性ですね。市営住宅と「類似」という言われ方をしました。つまり、市営住宅とは同じでないわけです。同じでないものを市が受け取ることができるのか。

片方は、いわゆる公営住宅法にのっとった市営住宅であると、片方は、財団法人防府市住宅協会のもは公営住宅法にのらない、市営住宅よりも要するに収入がもう少し多い方、市営住宅に入られない方を対象に、ある意味ではそういうニーズの中で、財団法人防府市住宅協会という形で住宅提供をしておったわけですがけれども、その辺の政策の整合性はこういうふうになっていくわけでしょうか。その2点についてお尋ねいたします。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま質問いただきました2点、住宅、それぞれの設置目的等はもちろん違っております。かいつまんで申し上げますと、市営住宅と異なっております大きな点は、財団法人防府市住宅協会の目的が異なっておりますので、所得制限が合致しないというようなこともございます。

そういうことの整理を今進めていく中では、新たな住宅の管理条例等の検討も進めておりますし、そういうものを用意する必要があるかと思っております。

それと、前後しますが、時期についてでございますが、先ほど八王子アパートのところの御質問でもお答えしましたが、既に入居されていないアパートも現状出てきているということもございまして、公益法人のいわゆる新しい組織がえの終了時期も近づいておりますので、早ければ秋ごろにはまた御説明の機会、また、いろんな手続の御承認をいただく機会もいただきたいというふうに思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今の御答弁であれば、条例の中で違う設置目的ということで、いわゆる公営住宅法とは別の形の公が持つ、市が持つ住宅ということも法律上は可能だということでもよろしいわけでしょうか。その辺の政策上の考え方ですけれども。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 今、検討を進めておりますという御説明をいたしましたけれども、その方向で私どもは主務官庁とも調整しながら進んでいきたいというふうにも思っております。

○議長（安藤 二郎君） よろしいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第6号を終わります。

次に、報告第7号に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 同じ質問になりますけれども、財団法人防府市公営施設管理公社、これについては、一般質問の中でもこれまでにされておりますけれども、これについて、もう少し具体的なものが今の時点でお示し願えればお示し願いたいと思います。公益法人改革の関係で。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 現在、財団法人防府市公営施設管理公社につきましては、平成25年3月末をもって一応解散するという方向で協議を進めているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。

以上で、報告第7号を終わります。

次に、報告第8号に対する質疑を求めます。久保玄爾議員。

○9番（久保 玄爾君） 社会福祉法人防府市社会福祉事業団の中の愛光園と、それから、大平園について、この運営状況をもうちょっと詳しく教えてほしいんですが。愛光園と、大平園の経理についてですが、両方とも自立支援の寄附金がうんと減っているわけですね。愛光園が549万2,000円、それから、大平園が819万2,000円と、前年度に比べたら随分減った予算になっておりますが。それと同時に、両園とも人件費がうんと減っていますけれども、その辺の関係はどういうふうになっているのか。運営がうまくいっていないのか、それとも利用者が減ってこういうふうになったのか、その辺、ちょっと具体的にお願したい。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） まず、愛光園と大平園でございますが、御説明申し上げましたように、愛光園は知的障害者の授産施設として通所の施設でございまして、大平園は入所の施設でございます。

利用者の増減でございますが、昨年資料の5—（4）でございますけれども、昨年と比べましても、昨年の全体の利用者は749人に対して、ことしは778人、大平園につきましても延べ人数的には、入所されている関係で変更はございませんが、いずれも昨年と同様に実績を上げていらっしゃるかと考えております。

人件費がどうかということでございますが、人事の異動等もございまして、それに伴って若干経費が増減しているものと考えておりますが、運営そのものは適正に行われているというふうに判断しております。よろしく申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 人件費がうんと減っているということで、ひとつどうなのかなと思っているのが、障害のある人に対する担当の職員の方、人数がたしか、大平園に限っていいますと、10人分減っています。ということは、障害者の方々を見る現場の人たちを削ったというんじゃないけど、非常に厳しい、職員の人たちの勤務状況になっているんじゃないかというふうに思ったんで質問したんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） この決算の報告の中におきまして5—（23）でございます。大平園の人件費の内訳がございます。確かに職員の俸給としまして13人分ということになっておりますけれども、さらに加えて嘱託の職員が6名分、賃金という欄にございまして、全体では19人の職員体制になっております。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） この19人も職員さん、いないんでしょ。削ったって意味じゃないんですか。担当職員がいなくなったというふうに思ったんですが、違いますか。人数を減しちゃうとサービスも悪くなるし、1人の職員の方の勤務状況も非常に厳しくなるということで、その辺がどうなってるかということを知りたいんです。どうでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 職員体制でございますが、昨年、22年度の決算の数字と23年度の決算の数字で御説明を申し上げてよろしいでしょうか。

23年度は先ほど申しました、職員が13人の嘱託で6人のということで、19人の体制でございますが、大平園につきましては、昨年22年度の状況では、職員は13名の、嘱託が5人ということで18名、1名増で職員体制を支援しております。

それから愛光園につきましては、職員が8人と嘱託が5人ということになっておりまして、職員9人なんですけれども、OBの再雇用がありますので、全体としてはOBと正職員の8人を足して9人で、それと、嘱託が5人ということでございます。23年度はOBが1名の正職員が8人、それから嘱託が4人ございまして、ことしは、23年度5人になっておりますが、臨時職員が登録ヘルパーという形で、愛光園には22年度、ありましたので、そのヘルパーが、23年度決算の中では付けておりませんので、確かに職員数から見れば愛光園のほうは臨時の、登録ヘルパーの方がなくなったということで、人数が全体では減っております。

その後、その内容につきましては、全く支障ないというふうに、今までどおりのサービスができていますと考えております。確かに、自立支援の法律が変わりまして、移行すると

ということになります。ことしの3月に議会でお諮りしましたように、新体系に4月から移行しております。サービス上の問題は全く生じていないと考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第8号を終わります。

次に、報告第10号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第10号を終わります。

次に、報告第11号に対する質疑を求めます。山下議員。

○18番（山下 和明君） 社団法人防府市農業公社の経営報告ですが、8—（2）のページで、本来この受託あっせん事業が、この公社のいわば核となる事業であるわけですが、年々、こういった受託あっせん事業は減少傾向にあるということ、拡大に向けて23年度については、この受託の料金の改正があったようではありますが、近隣市の参考ということではありますが、どこを参考にされて、どのような見直しを図られて、どのような成果があったのか、その2件について、まずお伺いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 御質問にお答えいたします。

料金の改定につきましては、農作業受委託の拡大に向けての料金改定ではございません。実際に、どういうふうに申し上げますか、一番大きい改定は肥料散布というのがございまして、これは実際には肥料の散布の依頼がないということで、ほとんど需要がないということで廃止をしております。

それから、無人防除へりにつきましては、消費税相当分、これは、こういうふうに申し上げていいかどうか、1,500円ということでPRしておりましたものを実質1,575円という料金を設定しておりましたので、この辺を整合性をとったというのが主なものでございます。直接の受委託の拡大に向けての料金改定ではございません。

それから近隣市を参考にというのは、ちょっと私、今手元にどの市を参考にしたというのは持っておりません。山口農業公社等を参考にしたというのは口頭では聞いております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 私はてっきり受託あっせん事業が、この事業の主たる事業で、減少傾向にあるんで、その辺の手を打たれたのかなと、このようにここの説明を見ながら

解釈したところでは。

それと24年度の事業の計画についても、受託あっせんが平成18年度以降減少傾向をずっと続けているということは、もう5年から6年、このような状態が実際にあるということをおっしゃっているわけでありますが。例えば、この主たる受託あっせんの、事業面積でも結構なんですけど、平成18年度を100と仮定した場合、実際、どの程度減少しているのか、事業規模がどの程度減少傾向にあるのかということをお聞きしたい、わかりやすく説明いただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 受託あっせん面積につきましては、いわゆる田んぼの維持管理、あるいは植え付け等の受託あっせん、それから無人ヘリ防除というのがございまして、いわゆる田の維持管理であるとか植え付けとか、そういう受託につきましては、ちょっと18年の数字が、若干数字、違っているようなので、19年と比べさせていただきますと、19年に比べますと、大体3分の2ぐらいですか、65%程度。トータルで見ますと1割減、直接と受託とございまして、1割減。

それから無人ヘリ防除につきましては1割増と。面積が1割増という形になっております。防除と、それからいわゆる田んぼの起耕、あるいは植え付け等の面積、一概に合計できませんので、それぞれで申し上げますと、繰り返しますけども、いわゆる受託、田んぼの起耕であるとか植え付けであるとかの受託につきましては2割減、それから防除ヘリにつきましては1割増ということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 受託あっせん全体では、数字というものは示すことはできないですか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 19年の受託あっせん、それから直接受託含めまして受委託が2万1,000アール。アールで申しわけございません、2万1,000アール。それから平成23年が1万9,000アールということになります。

それから無人防除ヘリは、これ19年と23年でございまして、無人防除ヘリは約ですけど4万6,000アール。それが23年は5万1,000アールということになっております。

以上でございます。ただ、無人ヘリ防除につきましては、1回やるとか2回やるとか3回やるとかというのがございまして、収入の金額とは若干この増減が食い違ってくるところはございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 直接受託のほうが成績が頑張っておられるというか、強化されている、上向いている。受託あっせんについては、要するに年々減少傾向にあるということで、できれば、今じゃのうてもいいんですが、分けて、今この受託あっせんというのが本来主たる事業であったと、私、そのように認識してますんで、その辺のどの程度、要するにこの規模が傾向にあるかということ、また後日でも結構ですので、教えていただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 社団法人防府市農業公社についても、先ほどからの質問と同じ質問になるわけですがけれども。

これは昨年の、この会議での答弁で、解散をめどに目標といたらおかしいんですけども、そういうことも考慮しながら検討してるということですが、23年度中の検討で、今時点どういうふうになっているのか、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 昨年の答弁の後、理事会、それから総会におきましていろいろと御意見をいただいているところではございますけれども、まだはっきりとした方向性は出ておりません。

現在——これ一般質問でも出ておりますが、現在、山口県等と公益法人化、あるいは一般社団法人化に向けて、そのほかの方法も視野に入れながら協議を進めているという状況でございます。これ、もう期限が迫ってきておりますので、ことし中、本年中には方向性をお示しして、御協議いただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第11号を終わります。——土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 先ほど、土井議員さんから御質問いただきましたことについて、少し補足説明をさせていただきたいと思います。

財団法人防府市住宅協会のいわゆる未収金、未収家賃等々につきましてでございますが、御指摘にございましたように、3月31日現在の決算として未収家賃が81万8,000円程度。未収駐車場料金が2万6,000円ということで報告をさせていただいたところでございます。その後の状況についてでございますが、今私の手元にまいりました資料に確認ができますが、3月31日の決算に間に合わなかった方も含めて、その後も支払いが進んでおまして、現状では家賃として60万円程度、駐車場の使用料として2万円程度、まだ未収があるという状況にはございますが、分納も含めて支払いには応じてい



ただいておりますので、今後とも未収金のいわゆる早期の回収に努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。（「長期の滞納者は」と呼ぶ者あり）長期の滞納者と言われるのは人数とかいう……（発言する者あり）実情で申し上げますと、お二方いらっしゃいます。ただ、重ねて申し上げますが、分納という形をおとりいただいておりますことも、申し添えておきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第11号を終わります。

---

#### 報告第9号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第9号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第9号財団法人防府市水道サービス公社の経営状況報告について御説明を申し上げます。

まず、平成23年度の決算についてでございますが、お手元の事業報告書及び財務諸表等にお示しをいたしているとおりでございます。

事業の内容につきましては、給配水管の修理業務をはじめ水道メーターの取替業務、配水管布設管理業務など、水道事業にとって不可欠な業務を遂行し、市民サービスの向上に努めてまいりました。

次に、平成24年度の事業計画についてでございますが、本年度は一般財団法人移行のための申請手続きを行い、平成25年4月1日からの移行を目指すとともに、本年も給配水管の修理業務をはじめとする市民生活に密着した業務を中心に、財団法人防府市水道サービス公社の目的であります水道事業の円滑な運営に協力し、防府市民の健康と福祉の増進に寄与してまいりたいと考えております。

以上、概要を御説明申し上げ、報告にかえさせていただきます。

今後とも、財団法人防府市水道サービス公社の運営につきましては、よろしく御支援のほどお願いを申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第9号を終わります。

---

#### 報告第12号平成23年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告について

報告第 1 3 号平成 2 3 年度防府市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 1 4 号平成 2 3 年度防府市介護保険事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告  
について

報告第 1 5 号平成 2 3 年度防府市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第 1 2 号から報告第 1 5 号までの 4 議案を一括議題といた  
します。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第 1 2 号から報告第 1 5 号までの平成 2 3 年度の継続費繰  
越計算書、繰越明許費繰越計算書及び事故繰越し繰越計算書の報告について、一括して御  
説明申し上げます。

まず、報告第 1 2 号平成 2 3 年度防府市一般会計継続費繰越計算書の報告についてで  
ございますが、本年 3 月の市議会定例会で継続費の補正について御承認をいただきました、  
クリーンセンター整備・運営事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示ししておりま  
すとおり、繰り越したものでございます。

次に、報告第 1 3 号及び第 1 4 号の平成 2 3 年度防府市一般会計及び介護保険事業特別  
会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございますが、本年 3 月の市議会定例会で、  
それぞれ予算の繰り越しについて御承認をいただきました市庁舎西側倉庫改修工事ほか  
2 4 事業及び介護保険システム改修委託につきまして、お手元の繰越計算書でお示しして  
おりますとおり繰り越したものでございます。

次に、報告第 1 5 号平成 2 3 年度防府市一般会計の事故繰越し繰越計算書の報告につ  
いてでございますが、漁港維持管理事業につきまして、お手元の繰越計算書でお示しして  
おりますとおり繰り越したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第 1 2 号の質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第 1 2 号を終わります。

次に、報告第 1 3 号に対する質疑を求めます。松村議員。

○5 番（松村 学君） 6 7 ページになりますけども、下から 7 段目、林業費として林  
道開設改良事業の繰り越し、6 5 9 万 9, 1 5 0 円、上がっておるところでございます。

これにつきましては、富海地区の地吉線の繰り越しということございまして、工事中

に崩落があって繰り越しという理由を聞いておりますし、私自身も現地に入りましていろいろお話を聞いたところでございます。

地元の方々からも、この工事におきましていろいろ疑義をもたれまして、それにつきまして6点ほど、ちょっと質問させていただきたいと思います。

まず、この工事につきまして、入る前に、再三、難しい場所であるから入札業者選定に当たっては、工事实績によって経験豊富な業者に工事してもらうよう地元の方々からも注文があったそうでございますけど、この辺につきまして、執行部としてきちっと配慮されたのか。今回の業者が適格業者ということで判断された理由もお示してください。

2点目としまして、地元の方がこの施工業者の現場監督に、きちっと保険とか入ってやられてるのかと言ったところ、元請もしたことないので入っていませんということで言われたそうでございますけど、こういう業者が指名業者適格要件、満たしているのか、なれるのか、その辺もお示してください。

また、今、いらっしゃいませんけども、当時の担当部長さんが、工事前に地元のあいさつ回りをして、地元を回ったというふうに聞いたんですけど、これについても事実かどうかお示しいただきたいと思います。

次に、担当部では持ってらっしゃると思うんですけども、私もちょっと1枚ほど見せていただいたんですが、実際これについては、当局では自然災というふうに処理をされておるように聞いておりますけども、実際のところは人災の疑いがあるのではないかと。といいますのが、実は工事をするとき、法を切るとき、丁張を出します。その丁張に沿って法を切っていくんですけども、その丁張よりももっと鋭角に切っている写真があると思うんですけど、これは実は間違えて切っているのではないかというふうに、私としては判断したんですけども、この辺については調査されたのか、また、どういうふうに判断されるのか。この辺についてお尋ねいたします。

それと、実はここの切土っていいですか、土砂なんですけども、この処理について、どうやら、これが定かかどうかわかりませんが、実際、処理、仮置きをするところが、だいしょう、市と詰めてらっしゃったらしいんですけど、全然違う場所に、牟礼のほう、山に持って行かれて、不法投棄とみなされて、警察と保健所が来て、指導を受けて、今、いろいろと話も継続中ということでございますけども、実はこの業者、江良農地でも、不法投棄をしたという疑義がかけられてるということでございまして、この辺についての情報を得ているのか。また、どういうふうになっているのか、またお尋ねいたします。

それと、実際のところこの業者は最終的に工事を完工できなかったということでございますけども、実際、工事金の精算はどうなっているのか。また、前払金がどうなるとい

うところをお尋ねいたします。

以上、6点お願いします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの6点の御質問のうち、私からは1点目と2点につきまして御答弁をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、業者の選定に当たりまして、実績のある業者を選定したかどうかということでございます。この業者の選定につきましては、当該路線につきましては平成4年から担当部署では改良が進められておりまして、20年が経過しております。今までも、この工事の予定価に対応する業者の選定要項に基づきまして行っているところでございます。当該この工事につきましても、土木の一式工事として、C等級の業者の中から、選定要項に基づきまして、選定を進めているところでございます。

2点目の、保険にこの選定した業者が入っていないかどうかということでございますけれども、工事の施工に当たりましては、加入の有無については特に問うてはおりませんので、よろしくそのあたりは御理解いただけたらというふうに思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 以下は、私のほうからお答えいたします。

まず、前部長が地元のあいさつ回りに行ったかどうか。これは私は全く承知をしておりません。申しわけございません。

それから、市としては崩落が起きたときに、市のほうで調査をいたしました。崩落の原因につきましては、まず大きく3点。

1点は、やはり市の設計ミスではないかということ。それから、2点目として施工業者の施工ミスではないかということ。それから、3点目としまして、施工箇所の土質、あるいは自然環境ではないかという点を検討いたしました。

まず、市の設計上の誤りという点でございますけれども、山というものがそもそも数百年単位の泥の動きで、現状では安定してるものと。そこを切って、切土するということで不安定になるということは御理解いただけると思うんですけれども、林道の設計というのは、従来から林道必携、あるいは林道事業設計積算基準というものを採用して設計をしております。その場合に、林道はかなり普通の道と違いまして急勾配で切るというのが認められているものでございまして、ここにつきましても、以前、平成22年度工事、ここも雨の後、若干、法面が崩れたことがあるんですけれども、そこが1対0.6、つまり45度より立った角度で設計をしておりました。今回は、前回の反省を踏まえ、1対0.8、です

から前回よりも緩い角度で設計をしております。

それから土質につきましては、例えば事前にボーリング等を実施するべきではないかという御意見もございます。ただ、林道の場合は基本的には、そういうボーリング等をやらないと、これ非常にお金がかかりますので、そういうボーリング等をやらないというのが一般的でございます。例えば周辺に住屋があるとか、あるいは重要な構築物があるというような場合には、例外的にボーリングを行うということで、今回は設計調査時には、露出しておる土質につきましても、そのような形状が見られなかったと。当時、山でございますので、そういうことでボーリング等の対策はやっておりません。

これらのことを総合的に判断いたしますと、基本的には市の設計には瑕疵はないのではないかというふうに考えております。

次に業者の施工ミスではないかという点でございますけれども、先ほど写真でオーバーハングになってるような写真があるというふうにおっしゃってございましたけれども、写真の場はいろいろ角度等もございますし、そのオーバーハングのレベルの考え方もあります。私も調査いたしました、いわゆる現場の担当者、それから工事写真、それから施工業者からの聞きとり、そういうことを行いまして、市の指示どおりの工事を行っているということは確認をできております。

現地は、いわゆる泥質片岩といわれる、どういうんですかね、崩れやすい石が泥の中にいっぱい埋まってるという状況でございます。その石を放置すると石が崩落してくると。石をのけると若干くぼみが出るということはある程度ということでございます。

そういうことを総合的に判断いたしまして、施工業者の施工ミスであるということはいえないというふうに判断をいたしました。

最後に、地質でございますけれども、概略の地質調査を行いましたけれども、それによりますと、先ほど申しましたとおり泥質片岩と呼ばれる地質でございます。非常に崩れやすいということが判明いたしました。

それから、現地の気象状況でございます。雨量は、冬でございますのであまり多くはございません。ただ2月の初旬に雪が降っておりまして、また崩落の数日前にも雨が降っている状況でございます。現地に行かれば、多分、冬に行かればわかると思うんですけれども、朝晩にはその水が凍結するというところございまして、しみ込んだ水が凍結するというところございまして、しみ込んだ水が凍結したりして崩落の原因になったのではないかとこの部分も考えております。

これらのことから、市といたしましては崩落の原因は自然崩落であるという結論に至っております。

それから、土砂処理について、別の場所に持って行って、不法投棄というふうな指摘をされているんじゃないかということでございます。

これは、施工業者が、いわゆる土砂処理の運搬を別の業者に委託をしております。これはちゃんと手続をとって委託しております。その手続をとった業者が、誤ってその投棄をしたということでございます。ただ、その中に本来入ってはいけない木の根等があったということで、私ども、聞いたのは2月の19日ですか。山口県環境保健所、それから警察等が来られまして事情を聞かれております。これにつきましては、まだ環境保健所の処分等は出ていないと聞いております。問題のその泥でございますけれども、最初に搬出した泥がそうであったということで、それ以降、いわゆる保管場所を指定しまして、その保管場所に保管し、分別し、それぞれ処理をいたしているところでございます。

それから、精算した、前払金の関係ですね。当初契約が平成23年12月1日でございます。855万7,500円。それから、前払金は12月27日、340万円を支払っております。それ以降は、まだ工事が全部完了はしていない、現地は終わっておりますが、まだ全部完了、検査が終わっておりませんので、支払いをしております。変更契約につきましては、3月26日、999万9,150円、144万1,650円の増額ということで変更契約を行っております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） まず1点目の質問ですが、平成4年から開業して土木一式ということでございますけれども、実際、この業者、もともと鉄筋を主とする業者であったように聞いております。実際、法を切ったりするような実績はきちっと持ってらっしゃるのか、そういうことをやったこと、あるのか。聞けば、最近になってそういったきちっと、道路とかそういった土木事業みたいのをやりだしたというふうにも聞いておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。

それと、もう一つは前任者の担当部長さんだからわからないということですが、ぜひ、聞き取り調査をしていただいて、また議会に示していただきたいなと思っております。

それから、先ほどの、要は工事ミスでも市のミスでもなくて自然災だよということを御回答がありましたけれども、では、何でその業者を変えてまた工事をやられるのか。であれば、そのまま継続して同じ業者でやってもらえばいいと思うんです。やっぱりきちっとやってもらおう。当然もうおくれてますけれども、それはそれでまた、後、いろいろなペナルティがあるのかどうかわかりませんが、その辺の話はしてもらって、やっぱりきちっと責任を持って業者にはその工事をやってもらおう、これが僕は一番大切なことだと思うんで

す。であれば、そうするべきなのに、なぜ変えたのかというところも教えていただきたいなと思います。

それと工事金でございますが、入札が855万円ということですが、前払金が340万円で、この659万円足しちゃうと超えちゃうんですけど、残りの、140万円ぐらい超えてるんです、これは何のお金になるんですか。340万円前渡ししてるんですよ。そして、今回の690万円なにがしが追加で払うお金。これを足すと855万円じゃなくて、999万円になるんです。だから140万円ほど多いんです。この辺についての御説明をお願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） 私からは、最初の1番目の質問でございますけれども、実績がある業者を選定したのかということでございます。先ほども御答弁申し上げましたように、これまでもずっと20年間にわたり土木一式工事ということで選定を進めております。

これ確かに、今、言われますように、施工業者は、どの業者もそうでしょうけれども、専門の部署はあろうというふうに思いますが、私のほうでは23年、24年の工事の登録業者の中で、土木一式工事の等級を施工することができるということで登録を進めておりますので、その中から選定をさせてもらったわけでございます。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君）

---

---

---

---

それから、なぜ業者を変えたのか。その前に事業費の話ですね。先ほど申し上げましたが、御説明申し上げましたが、当初契約に対しましていろいろ変更が現地で出ております。これ、崩れたから変更ではなくて、崩れたからの変更もあるんですけども、土砂の処分を、現地でしようと思っていた土砂の処分につきまして、それを現地で処分できない。それが遠因で不法投棄という話もさっき出ましたけれども、その変更が主な変更理由でございます。

金額は先ほど申し上げましたけれども、3月26日だったと思いますが、百四十数万円の増額変更契約ということで、トータルで999万5,000幾らという御説明を申し上げたと思います。

それから、なぜ業者を変えたのかということでございますけれども、これは繰越事業でございますので事業費が限定されております。この工事が一たん終わりましたので、工業者が変わったということでございます。特に、それ以上の意図的なものはないのでございます。すみません。

○議長（安藤 二郎君） 松村議員。

○5番（松村 学君） いやいや、終わってませんよ。正直、ごめんなさいけど、事前に少し聞いたんですけれども、法面工がまだ、まだ法面がむき出しになっているので、この法面工については今年度やらなきゃいけなかった部分です。これをまた入札し直したわけです、新しい業者、新しい部分と含めて。だから、ここについてやはり、おくれた責任はきちっとやっぱり業者にとってもらわなきゃいけないのが、おかしいんじゃないかということ指摘しているわけです。

それと、140万円の、その今、土砂処分が、費用が出たということですが、普通、こういう土砂の産業廃棄物は、まず契約時にどこへ捨てますよと、指定をして契約するはずなんです。なんで、そういうものが決まってくなくて契約されてるのか、つじつまが合わないと思うんです。どうなんですか。ちょっと待ってください。本当おかしいんです、この契約の仕方。何かすごいずさんな契約が行われているように感じるんです、残念ですけど。ちょっとその辺について最後に聞いて、ちょっと終わります、3回ですから。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 契約がずさんということはございません。ちゃんと設計をして、その設計に基づいて事業を実施いたしております。ただ、この林道事業というのは現地がかなり不安定なものでございます。現場でいろいろ、現地の地権者の方との協議とかで内容の変更というのは、これはせざるを得ない場合がございます。今回も地権者の方と協議の上、内部処理を予定していたものを外部に処理するという方向に変えたというものでございます。

御質問は以上でしたかね。以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。土井議員。

○6番（土井 章君） ちょっと1点だけ、入札検査室に聞きますけれども、先ほど保険は入っているかどうかは指名の条件ではないということでありましたが、雇用保険とか、いろいろな保険がありますが、すべて加入してるかしてないかということは指名の条件ではないかどうかだけ、確認をさせてください。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの御質問でございますけれども、ちょっとそ



の辺の詳細な内容については、ちょっと今、私も把握はしておりませんが、今、雇用の面までの保険についてはちょっと把握はしておりませんが、現場に対する保険については、入る入らないは別というふうに考えております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） インターネットを通じて、業者も見てるわけですから、ちゃんと答えていただきたいんですけども、じゃあ今の分は何の保険に入っていないけれども、それは条件ではないというのかを明確に教えてください、この事案の場合。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） お答えいたします。

工事に対する、例えば工事期間中の災害瑕疵ですか、そういうものに対応するための保険というふうに認識をしております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。——山下議員。

○18番（山下 和明君） 平成23年度の防府市一般会計繰越明許費の計算書の合計額、もしわかれば合計額をお願いしたいと思うんですが。昨年のこの時期には、合計額がここに掲載してあったんですが、このたび合計額が出てきておりませんので、計算すれば出るんでしょうが、お願いできたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは、合計額でございますが、まずお答えいたします。40億7,242万4,274円でございます。これ合計額が出ておりませんが、サーバーシステムへの変更ということで、これの合計額が出てなかったと思います。なるべく、そのような合計額が出るように、今後も努めていきたいと思っております。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 今、合計額40億何がしと言われましたが、翌年度に繰り越した額、並びにそのうちの一般財源はというか、その辺のすべての合計額がわかりましたらお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） 申しわけございません。ちょっと今、聞き漏らしました。

まず、国・県の支出金の合計額でございます。28億2,323万3,984円。それから地方債の合計額でございます。9億6,320万円ちょうどです。それから一般財源

が2億8,599万290円でございます。（「翌年度へ繰り越した額」と呼ぶ者あり）  
翌年度へ繰り越した額は13億4,272万3,922円。もう一度申し上げます。  
13億4,272万3,922円でございます。申しわけございません。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） なかなか書きとめられませんので、また合計額、計算、出ましたら、配付のほうもお願いしたいと思います。今までは、ちゃんとここに合計額が出ておまして、前年との比較もしやすかったんですが、このような状態であれば、なかなか比較もできません。

それで、昨年、22年度のこの事業の繰越計算書を見ますと、要するに事業のこの規模と申しましょうか、約10億円ぐらいのものが、翌年度に繰り越されたのが8億6,000万円ということでした。

ちょっとお聞きしたいのは、この23年度の規模がかなり、繰り越した額が、事業が大きい。いろいろ背景はあるんでしょうけれども、この平成23年度にこういった事業を繰り越さなければならなかったというか、これは例年と比べてどういう、どういうんでしょうか、繰り越した事業の規模というのが、この23年は特に大きかったのか。それともこういうことはあり得るのかという、ちょっとわかりやすくその辺、説明いただけたらと思いますが。

○議長（安藤 二郎君） 財務部長。

○財務部長（持溝 秀昭君） それでは、この中で一番大きなものを見ていただきたいんですが、67ページの4款衛生費、4項清掃費、廃棄物処理施設建設事業、これが23億3,400万円繰り越しで、一番これ大きなものです。これは、国の4次補正で、当初うちとしては、防府市としては24年度事業で計画をしておったんですが、これを国のほうで前倒し実施ができるということで、23年度の工事の中に含めまして、これを繰り越しておりますのが一番大きな原因でございます。これは国からこういうことで要請されまして、そのようにさせていただきました。

それと、先ほどの合計のことでございますが、これはシステム上のことでございますので、対応するよう努めてまいります。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 山下議員。

○18番（山下 和明君） 衛生費にある、要するに廃棄物の処理施設の建設事業費用が大きなものということで、それにしても例年と比べて繰り越された事業が多いんじゃないかなと。今、防災対策というか、そうしたことでハード面に、各自治体も国のほうも、こ

れからそういう動きもあろうかと思うんで、できれば経済対策というか、そういう意味で、その年度にできる事業は、なるべく事業をこなしていくというか、事情はあるんでしょうが、そういったものを基本におきながら、お願いをしたいということをつけ添えておきます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私からちょっと補足をさせていただきますが、議員御承知のとおり、東北震災対策で環境省が手配をしていた予算が施行できないというような状況下の中で急遽、まさに異例中の異例なんです、新年度事業で私どもは予定をし、御当局もその手配でおられたものを前倒しで、急遽4次補正というような形で、3月の補正に抱き込まざるを得なかった。そういう万やむを得ない措置で23億余の繰り越しが余分に生じたわけでございます。そのようなことのないように、御当局に私どもは常にお問い合わせしているところでございますが、これからもそういう点にはよく留意をして、そしてまた同時に年度内に事業というものは、一刻も早くやり上げていくことが経済活動にも資していくことができるわけでございますので、その点にもしっかり留意してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきますように、補足答弁させていただきました。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 議案書の69ページに、天神前植松線道路改良事業の繰り越しが出ております。これ1億7,970万円全額が翌年度繰り越しになっていますが、まず、最初にお伺いしたいのは、この全額繰り越しの理由はどういうことでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいま御質問のございました、市道天神前植松線道路改良工事について、繰り越し理由の主だったものを申し上げます。

実は、天神前植松線道路改良工事につきましては、建物の移転補償を実は伴った事業でございます。この移転の中で地元の関係者の皆様方と御協議、調整をさせていただきましたが、物件の移転補償、いわゆる移転のための手続が年度内に整うことが難しかったということが、一番主な原因でございます。

それと、この工事に関しましては新たに道路を築造しております。その関係で道路の整備と合わせて、水道管の埋設、中電N T Tの電柱の移設、または新設。公安委員会との信号設置の予定。それらの協議もございましたので、繰越額が相当大きいものとして、今回御報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） この道路は桑山中学校から華城小学校に抜けて、西浦に抜ける、いわゆる三田尻西浦線の南側に、それに並行して今、建設中の道路だと思います。

これまでも、私も一般質問いたしましたし、同僚議員も何回か質問しましたが、この三田尻植松線というのは大変、通学路でもあります、非常に狭小であり、また、途中に障害物その他がたくさんあって、子どもの通学はもちろんのこと、一般の通行に対しても非常に危険であるということをお前から指摘をされております。

これを何とかしてほしいというのが繰り返し言われておりますが、御当局の最終的なお答えは、今問題にしている天神前植松線がやがてできるので、そうすると交通緩和になるだろうというお答えが、まあされてるわけです。

そこでお尋ねしますが、この道路は現在はどこからどこまでを建設予定であり、その完成というか供用開始は大体いつごろがめどになっているのか。それからもう一つは、それからさらに先に計画があるのかなのか。この点について、お答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） ただいまの質問についてお答えいたします。

まず、議員さんから厳しい御指摘ございましたが、市道三田尻西浦線、確かに幅員も狭い箇所が相当ございます。通学路となっております関係で、これまでの議会の中でも改善を求められてきたところでございます。そういった中では、華城小学校付近、交差点の改良とか信号機の設置等々、いろんな手は尽くしてきたところでございますが、やはり市民の皆様方に対しては、南に今進めております天神前植松線の改良が、一番状況を改善する策であろうというふうにお答えをしまいたしたところでございます。この完了予定でございますが、今、約1.6キロメートルございますが、中央部の四百数十メートルは既に供用開始をいたしております。

それと東側の、先ほど、御質問ございましたが、移転交渉を重ねております、いわゆる向島に向かう県道から、いわゆる既に改良区間までの東側区間につきましても、できるだけ早い時期にということを進めておるところでございます。さらには残った西区間についても、ことしからいよいよ本格的な工事に入ろうと思っております、予定といたしましては確約できるものではございませんが、28年ぐらいには何とか開通をしたいというふうにご考えておるところでございます。

それと、さらに当初の目的は西側の県道まで、いわゆる青果市場がございまして、そこまでの、計画区間としては予定されておりますので、私ども土木都市建設部といたしましては、さらにはその先の区間についても何とか鋭意、取り組んでまいりたいというふうにご思っているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） 今、西側は青果市場の道路までと答弁されましたが、青果市場まで今の計画、いくんですか。わたし、聞いたところでは、ちょっとそれよりまだはるか東側までしか計画はないように思っていますが。

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 私の説明で、少し間違いが起きて申しわけございません。青果市場までと申しましたのは、長期的な計画、構想の話でございまして、現認可を受けております区間につきましては、28年をめどに完了したいというふうに、まず申し上げたところでございます。（発言する者あり）そうです。西側終点です。

○議長（安藤 二郎君） いいですね。以上で、報告第13号を終わります。

次に、報告第14号に対する質疑を求めます。（発言する者あり）

○土木都市建設部長（金子 俊文君） 御回答してなかった部分、西側の終点は、市道本橋八王子線まででございます。

○議長（安藤 二郎君） 報告第14号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第14号を終わります。

次に、報告第15号に対する質疑を求めます。土井議員。

○6番（土井 章君） 事故繰越しの計算書が出ておりますが、この市長さんの先ほどの説明では何ともわからなかったんですが、この繰越し、事故繰越しは、平成22年度から23年度への繰越し明記をしたのを事故繰越しするのか。あるいは、23年度予算で繰越し明許に上げ忘れちゃったから、事故繰越しとしてこのたび上げてきたのか。まずその辺。

そして、これはどこで何をやる、そして、「事業関係者との調整に不測の日数を要したため」と、いとも簡単に書いてありますが、これを具体的に説明をしていただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） これは、繰越し明許に上げずに済むと思っていたものが、不測の事態によりまして繰越しざるを得なくなったというものでございます。これ、漁港維持管理事業と書いてございますけれども、これは小茅樋門の非常用電源の設置工事でございます。小茅樋門の非常用電源の設置工事につきましては、通常は普通の中電からの電気で動くわけでございますが、非常時に電源が落ちたときに、非常用電源として、マツダ株式会社の防府工場の発電所から電気を引いていただくという計画でございます。

これには、電気事業法による特定供給に係る届出、これはそう難しいことではないと思

っておったんですけれども、この辺の協議が、マツダさんと経済産業省の中国四国産業保安監督部との協議が少し時間がかかりまして、繰り越さざるを得なくなったものでございます。

現在、そのほうの協議が終了いたしまして、マツダ株式会社と市との覚書も内定いたしまして、まもなく覚書の締結。それから工事につきましても、繰り越させていただいておりますけれども、台風シーズンまでには工事を完成させる予定でございます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 出すんならば、もともと、私はこれは忘れちゃったんじゃないかと思うんですが、23年度中に完成すると予測しとったけれども、その電気事業法による国とマツダとの協議に時間がかかったと。いかにももっともらしい説明ですが、では、お尋ねします。これは契約はいつごろなされたんでしょうか。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 工事の契約は3月18日でございます、3月18日。これはいわゆる電線を引っぱってくるだけの工事でございますので、すぐできるというふうに考えておりました。

失礼しました。今申し上げたのは工期でございます。工期の初日が、たぶん契約日だと思いますけども、3月18日でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 非常用の電源を設備をするのに、設備だけをする工事と、電源を引くための、電線を引く工事は別々の契約をしておつてんですか。その非常用のモーターを回す工事請負契約の中に、もうマツダから電線を引いて電源はとってくださいという契約になつちよるんではないんですか。別々の契約ですか、3月の18日に契約がなされたということは。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 3月18日の契約は、いわゆる電気の引き込みの工事でございます、引き込みの工事。ですから、マツダから電源を引くというのはマツダと防府市の覚書。これは非常用電源でございます、一応マツダからは電気料金は無料ということでお話をさせていただいております。ですから、契約は工事の契約です。引き込み線の工事の契約でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） ですから、教えてほしいのは、では、要するに非常用電源を、

停電のときに非常用電源が動かんというのと、樋門が空いたりしまったりしないというための非常用の設備を付けるわけですね。非常用の設備を付ける契約と、契約をするとき、要するに、その電源はどこから引っぱってきなさいということも含めた契約をするのではないですかと私は聞いているんです。要するに、設備だけそこに置きなさいという契約と、マツダから電線を引っ張る工事というのは別契約にしとるんかと聞いているんです。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） すみません。私の答弁がまずくて申しわけございませんでした。非常用電源の設置工事でございます、樋門そのものには、どういったらいいんですか、電動の機械は付いておるわけでございます。ですから非常時に非常の電源を引っ張る、いわゆるマツダの発電所から樋門まで引っ張ってくる、その工事でございます。そういう意味でございます。すみません。

○議長（安藤 二郎君） いいですか。以上で、報告第15号を終わります。

ここで昼食のため13時30分まで休憩をいたします。

午後0時31分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（安藤 二郎君） それでは、時間になりましたので、休憩を閉じて、会議を再開いたします。

---

報告第16号平成23年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

報告第17号平成23年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第16号及び報告第17号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第16号及び報告第17号について、一括して御説明を申し上げます。

報告第16号平成23年度防府市水道事業会計予算繰越計算書の報告及び報告第17号平成23年度防府市公共下水道事業会計予算繰越計算書の報告について御説明をいたします。

地方公営企業法第26条第1項の規定に基づき、平成23年度予算に定めた建設改良事業のうち、防府市水道事業会計予算は第4期拡張事業及び施設改良事業について、公共下

水道事業会計予算は公共下水道事業について、お手元の繰越計算書でお示しをいたしておりますとおりに繰り越したものでございます。

これをもちまして報告とさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対し、これより質疑に入ります。

まず、報告第16号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第16号を終わります。

次に、報告第17号に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第17号を終わります。

---

報告第18号専決処分の報告について

報告第19号専決処分の報告について

報告第20号専決処分の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第18号から報告第20号までの3議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第18号から報告第20号までの専決処分の報告について、一括して御説明申し上げます。

本案は、いずれも議会の委任による専決処分をすることができる事項に基づき、損害賠償の額を決定したものでございます。

まず、報告第18号でございますが、平成24年1月12日午後2時30分ごろ、クリーンセンター職員が可燃ごみを収集するため、国指定史跡防府市国衙跡の西の国衙二丁目1886番6で作業中、車両を相手方が管理するごみ収納容器に接触させて、損傷させたものでございます。ごみ収納容器の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第19号でございますが、平成24年2月13日午前10時50分ごろ、クリーンセンターの職員が可燃ごみを収集するため、市道中塚台ケ原線を移動中、防府市立右田中学校の北西の国道262号との交差点の赤信号に従い停止したところ、停止線を越えていたため、ごみ収集車を後進させた際、車両後方の相手方の車両に接触させて、破損



させたものでございます。

車両の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

次に、報告第20号でございますが、平成24年3月13日午前9時30分ごろ、高齢障害課の嘱託職員が公務のため移動中、新橋の南の新橋町2280番5において車両を駐車するため後進させた際、相手方の車庫の支柱に接触させて破損させたものでございます。

車庫の修理も完了し、示談が成立いたしましたので、これを専決処分したものでございます。

毎度、申し上げておりますが、職員の交通事故防止につきましては、平素から十分に注意を促しているところでございますが、ごく単純なミスによって交通事故を引き起こしている事実に、私も啞然といたしております。今後、さらなる交通安全指導を一層徹底し、事故防止に努めてまいりたいと存じます。

おわびを申し上げ、御報告申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を、一括して求めます。山田議員。

○10番（山田 耕治君） この件に対しては一般質問もしておりますので、ちょっと伺いますが、庁内の職員さんに対して、この案件に対しての教育をどのようにされたのか、教えていただけますか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 庁内の職員への交通事故防止対策といたしましては、年度当初、今年度もそうなんですけれども、車両の運転を行うような部署の職員に対して、事前のいわゆる法規講習みたいなものを総務課の車両係長が行っておるところでございます。これは嘱託の職員でも、車を使う者については行っております。

それと事故を起こした職員につきましては、これまでも御報告をいたしておりますけれども、一応再度実地訓練といたしますか、運転の訓練も含めて、法規も含めて講習を行っているところでございます。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 私も壇上で申し上げましたが、まさに啞然とするばかりでございます。民間でございましたら100、ゼロの、このような会社の信用を失墜せしめるような行為を行ったものに対して、解雇も含む嚴重な処分、もちろん給与の減額等々は当たり前のことでございますが、そして損害の賠償についても責任を持たせることは、私は可能であると思っております。

しかしながら、公務ということの中でこのことがどうしてもできない、この思いを今日

まで14年間、私も抱いてきたところでございまして、後は職員の一層の常識ある行動を促していくしかすべはないと。それがために保険もかけてはおりますが、保険で償って済むことではなく、保険の元金も税金から支払わせていただいているものでございますので、しっかりと徹底をさせなければならないと思っておりますし、余りにも目の付く職員の場合には、分限も含めて、さまざまな角度での処分の対象には十分なり得ることであると私は考えておりますので、今後も厳正に見つめてまいりたいと思っております。

御理解をいただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 最初の私の質問の仕方もちよっと悪かったんですが、この3件の、要は専決処分について、事故報告書というのが多分出ると思うんですが、その事故報告書が庁内の皆さんにどういうふうに水平展開されたのかということがちょっと聞きたかったんで、その点はどうなっているんですか。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 交通事故の事故報告書につきましては、担当部署から市長まで上がることとなっております。それぞれ私も拝見いたしておりますし、ずっと上がっていくということになります。

それと、先ほど市長が処分のことについて少し言及いたしましたけれども、当然、この後、こういった事故を起こした職員につきましては、懲戒分限委員会の中でしっかりとした処分についての協議もして、処分が必要な職員にはこれまでも処分をしてきたところがございます。

○議長（安藤 二郎君） 山田議員。

○10番（山田 耕治君） 庁内のどこまでその報告書が行き渡るとるかが知りたいんです。

もう3回目になりますんで、これで要望ということで終わりますが。やはり、次に事故を起こさないために、やっぱりやったことに対しては、本人の名前を入れる必要はありませんよ。ただ、その概要を事故報告書の中で記載しますんで、それを水平展開されるようなことも施策の一つかなというふうに思います。

あと1点、これは議会が委任しとるとはいえ、やっぱり報告書は、我々議員に対しても報告していただきたいという御要望だけしときます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 他の部署へのこの事故の概要について、どのようにこれを先例として、次の事故に対策をしてるかというような御質問だと思います。こういった事

例の中で、大変、どういったらいいんですか、注意を払わなくてはならないような事例につきましても、当然講習の際に、一つの事例として車両係のほうから、講習会の中では一つの事例として上げさせていただく中で、指導をしているところもございますので、ここで付け加えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 議会のたびに、事故の専決処分が出てまいります、過去5年間の事故件数、ひょう被害とかいうのはのけてもらって、過去5年間の事故件数。そして、先ほど市長が言われたように保険をかけているということは、これは税金であると。保険も事故で適用すれば等級が上がってきます。当然、金額も上がるということでございますので、過去5年間の事故件数、そして保険金の推移、教えていただきたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 過去5年間の事故件数ということでございますが、大変申しわけございませんが、現在、手元に資料は持ち合わせておりませんので、また改めて御報告させていただけたらと思います。

それと、市有物件の保険でございますけれども、これにつきましても自動車台数とか、そういったことである程度決まっておりますので、事故が多かったからその翌年等級が上がるとかいったことにはなっていないと、私は理解しておりますので、またこの金額につきましても合わせて御報告をさせていただきたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 三原議員。

○22番（三原 昭治君） 事故で適応すれば保険の等級は上がると、これは当たり前の話だと私は思っております。事故をやられたことがないからわからないのかもしれませんが。

それと、先ほどから、事故を起こした職員に対しては懲戒分限委員会で処分等を行っているということでございますが、最近、どのような案件に対して、どのような処分をされたか、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 最近の処分状況につきましては、やはりクリーンセンターとかの事故に対しまして、文書訓告をしたりとか、口頭訓告をしたりといった懲戒処分に該当する部分も行っております。

また、これに加えて私事故、私事故につきましても自己申告いたしますので、そういった中でやはり気を付けていただく、必要な場合には同じように処分対象としているところでございます。

それと、先ほどの市有物件の保険の関係でございますけれども、これは事故だけでなく、いわゆる庁舎管理上のすべてのものを含めた保険でございますので、これは統一的な保険料になっておりますことを申し添えさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第18号から報告第20号を終わります。

---

#### 報告第21号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第21号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 報告第21号契約の報告について御説明申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第3条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業務委託契約ほか5契約につきまして御報告申し上げます。

報告いたします契約は、お手元にお示しいたしておりますとおりでございますが、一般廃棄物収集運搬業務委託契約のうち下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特例措置法、いわゆる合特法によるものにつきましては、同法に基づき策定し、県知事の承認を受けております「防府市合理化事業計画」により、本市の下水道の整備等により減少してきております、し尿処理運搬業務に携わり、その影響を受ける市内のし尿処理業者を支援するため、当該計画においてその措置の対象としております事業者と契約を締結したものでございます。

また、地域包括支援センター業務委託に関する3契約につきましては、企画競争である公募型プロポーザル方式の手続により、参加のありました事業者について審査を行いました結果、委託候補者として特定いたしました相手方とさらに協議を行い、契約を締結したものでございます。

そのほか、一般廃棄物収集運搬業務委託契約及び防府市指定ごみ袋の製作、保管及び配送業務委託契約の2契約につきましては、入札により落札者と決定いたしました事業者と締結したものでございます。

これをもちまして報告にかえさせていただきます。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。木村議員。

○21番（木村 一彦君） 1つは、1点目は一般廃棄物収集業務を合特法も含めて委託契約されてますが、これによって市の直営の一般廃棄物収集業務とこの委託の割合がどのようにかわっているのか。車の台数でもいいです。これをひとつ答えていただきたいのが

第1点です。

それから、それぞれのこの最初の一の、1項目の指名競争入札の予定価格とか入札結果、これを教えていただきたい。一と、指名競争入札はもう一つありましたね。ごみ袋のほうも指名競争入札なんで、これも、この2つについて教えてもらいたいというのが2つ目です。

それから、3つ目はいわゆるプロポーザル方式で委託契約をされておりますが、これはもちろんプロポーザルを評価委員会というんですか、こういうのでやられて、決められたんだと思いますが、これ、他社、この決まった業者以外にもプロポーザルを提出された方がそれぞれあるのかどうか。この3つありますか、地域包括支援センターの3つだけですかね。地域包括支援センターの3つですか、あとはプロポーザルはありませんでしたね。この3つについて、ほかにも企画を出されたところがあるのかどうか。

以上、3点についてお答え願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 御質問の第1点でございますが、一般廃棄物の収集運搬業務を委託しておるということで、直営と委託のことを聞かれたわけでございますが、今、可燃物の収集につきましては、軽トラック、軽ダンプを入れまして、16台で前に出ております。そのうち3台が民間委託でございます。これはあくまで可燃物の収集運搬、16台分のうちの3台が民間委託でございます。

それと、予定価と契約額でございますが、まず1項目の入札に処しました予定価でございますが、予定価が9,252万6,840円、税込みでございます。それで、契約額がここにありますように7,952万7,000円ということになっております。

それとごみ袋でございますが、この予定価はちょっとあと入札検査室のほうで、答えていただこうと思いますが、契約額はここにありますように4,577万1,757円ということでございます。

私のほうからは以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 入札検査室長。

○入札検査室長（福田 一夫君） ただいまの質問の続きでございますけれども、1点目の一般廃棄物収集運搬業務の委託契約につきましては、予定価格としてホームページ上でも掲載をしております。一般には業務、そして物品等につきましては予定価格の公表はございません。ございませんけれども、本業務につきましては廃掃法の施行令第4条に規定されます一般廃棄物の収集運搬を市以外に委託する場合の基準により、業務遂行能力等の確認のため、一般廃棄物収集運搬業務入札事前協議書を提出させるということになってお

りまして、同施行令の第4条第1項第5号によりまして、委託料が受託業務を遂行するに足りる額でなければならないということでありますので、最低制限価格を設定して、行っておるところでもございます。

それと、今の防府市のごみ袋の製作ということでございますけれども、これは先ほど申しましたように建設工事等以外の業務につきましては予定価格の公表はしておりませんので、非公開となっております。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 地域包括支援センターの公募でございます。これは、防府の東地区と西地区、南地区をそれぞれ1カ所ずつ、3カ所を公募したものでございますが、公募の状況はどうだったかということございましたので、それぞれ1事業所ずつが応募されております。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 木村議員。

○21番（木村 一彦君） ちょっとよく、今わからなかったのは、1番目の一般廃棄物収集運搬業務の委託契約で、予定価格は9,252万円何がしとおっしゃいましたが、これは指名競争入札ですから、この落札した業者以外にも入札に参加された方があると思うんですけど、それはどういうところなのか、もう一回教えていただきたいと。

それからごみ袋のほうは、これも今ちょっとよく説明がわからなかったんですが、これも指名競争入札ですから、この業者以外にも参加された方がおられるんだろうと思うんですけど、それはどういうところなのか、教えていただきたいと思います。

それから、地域包括支援センターはそれぞれ1者ずつしかプロポーザルがなかったということで、半ば随契みたいな格好に結果的にはなるんだろうと思いますが、それぞれどんな、評価委員会というのが、どういう人たちで、どういう評価をしているのか。その審議内容についても、わかる範囲でいいですけど、詳しくは要りませんが、教えていただきたいと思います。

以上です。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） ほかの入札参加業者でございますが、まず一般廃棄物の運搬でございますが、全部で5者が入札参加業者でございます。ただ、そのうち1者が辞退でございますが、谷口総業さんと宮内建設さん、それと防府環境設備さんとホーエーさん、御辞退が1者あるということでございます。

それと、ごみ袋でございますが、指名業者は5者でございます、そのうち3者が札を入れておられます。原田さんと山口県薬業株式会社さん、それとマルイ薬品さんの3者が入札に参加されておられます。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（清水 敏男君） 選考の方法でございます。これは地域包括支援センター設置運営要綱という、定めた基準に基づきまして選考をしております、提出された関連書類を総合評価をするわけですけれども、1次評価としましては福祉部の職員13名による表点数を付けて評価をしております。2次選考は高齢者保健福祉推進会議の委員さんで構成する、地域包括支援センター運営協議会に1次選考会の報告をさせていただきまして、その中で御審議いただき、意見書を取りまとめられて、協議会の意見として出たものを市のほうで決定をするという工程にしております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 私からは、防府市指定ごみ袋の製作、保管及び配送業務委託契約について、若干お尋ねをいたします。

まず、何回か前の議会的时候、私も意見として申し上げましたが、その当時は中国製のごみ袋が使われていると。公共団体が外国の製品を好んで買うことは自らの国を潰すという趣旨の発言をいたしました、今回、入札に当たっては、そういう国内産を使うこととかいうような条件が付けられていたのか、あるいは外国産でもいいという条件にしてあったのか。まず1点はそこです。

そしてもう一つは製作及び保管、そして配送経費が一括になっておりますが、それぞれ予定価格は非公開ということでありましたが、その予定価格と落札率をあれすればわかるんでしょうが、それぞれ製作が幾ら、保管が幾ら、配送が幾らということになるのか。特に私が興味を持っているのは、製作について幾らになるのか。何枚発注をして、どういう形になったのか。その1つの例示として、特大ごみが今、まちでは1枚13円、50枚で650円で売られておりますが、その原価はこの落札結果からいくと、1枚13円は何ぼに相当するのか教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 後の質問のほうは、計算はちょっと待っていただきたいんですが、まず、外国産につきましては議員も前から御指摘がございましたが、それはかなり袋が裂けやすくなるということで、丈夫な袋が必要だということであったかと思えます。外国産ということもあったわけですけれども、今回の入札につきましては、とにか

く丈夫な袋ということを要件にしまして、外国産ではいけないということを要件にはしておりません。今回、袋が丈夫になるように、従来よりも厚みを若干ですが厚くしております。触った感触は全然違って、かなり丈夫にはなっております。

それと、製作と配送の違いでございますが、ちょっと詳細な資料、今、手元でございますが、発注枚数で申し上げますと指定ごみ袋が790万枚、特大、大、小含めて790万枚の製作を依頼しております。それと配送につきましては、在庫等も含めてであるんですが、配送数については1,116万500枚、これを配送ということにしております。

それと、最後の分につきましてはちょっとお待ちくださいませ。13円がどうなるかというのは、また後ほどお願いしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） いつかのときにお伺いしたのは、そのごみ袋が破れやすいということは確かに申し上げましたが、それと同時に、やはり、国、地方公共団体が好んで、安かろうということで外国産を使うということは、自らの首を絞めるということを申し上げましたが、その辺の考え方について、市長さんはどういうふうにお考えか、ちょっと聞いてみたいと思いますが、よろしくをお願いします。

○議長（安藤 二郎君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 基本的に全く同感であります。このたび、県のお骨折りで植樹祭が行われました。参加者にはまさかの雨に備えて雨合羽が中に入れてございました。すべて中国産でございました。私はある県の関係者に、愕然として、これをもしも傘で、日本産の傘を記念品として中に入れて、少々値は張るが、植樹祭の記念品として中に入れておけば、きょうのような暑いときには日傘がわりにお使いにもなり、まさかの雨のときには雨除けの傘としても使えて、未永く記念品として使えるんじゃないかと。防府にも傘のメーカーはおりますよということまで申し上げたようなわけでございまして、基本的には全く同感でございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） ありがとうございます。まさしく僕はそうだと思うんです。ですから、特大のごみ袋、1袋が入札価格で幾らになるかと聞いたのは、そこもあつたんですが、少々高くても13円の範囲内で収まるんなら国産でやるべきなんです。中国産じゃから5円で済んだ、8円もうかったということを考える必要はない。あくまで日本国内のものを使えば、日本国内の企業がもうかる話でということで、来年はぜひ国産の条件を付けて入札をしていただくことをお願いをして、質問を終わります。



ありがとうございました。

○議長（安藤 二郎君） 生活環境部長。

○生活環境部長（柳 博之君） 一応の目安でございますが、先ほどの650円は幾らになるかということでございますが、先ほど申しあげました製作数で除していけば、単純ではございますが、ちょっと委託数との絡みが若干ございますので、おおまかではございますが契約額を790万枚で割ると5.79円になります。平均です。特大、大、小含めてです。これに50枚掛けると650円にはなりません。もっと下がりますということでございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 今のごみ袋の件ですけれども、ごみの有料化というを防府市が決めたときに、ごみ袋の値段は要するに製作費程度をいただきますということの形で、有料化というものが出されたわけです。

その製作費が下がっておるんであれば、これは前から言っておるんですけれども、ごみ袋の料金を、もちろんそのほかに今最終的な小売業者さんの取り分だとか、あるいは自治会であっせんしているものはそのあっせん手数料だとか、こういうものを当然それに加味するわけですけれども、本来はそういう形でごみの有料化が提案されてるわけです。ごみ袋代程度を市民に負担していただくと。

今はそうじゃなくて、ごみ袋をつくることで、有料化することで防府市はもうけておるわけですよね。この辺について、もし来年、また同じように外国産ということで、安いということであれば、それに基づいて、料金改定でごみ袋の値段も下げてもらわないと、これまで議会に対する説明と矛盾するわけです。市民の皆さんにはその原価程度、要するに製造原価程度を負担していただくと。これが、最初の有料化のときの提案の趣旨であったわけですから、今のような形が続くとなれば、これは非常に問題があると。もしこれを維持するんであれば、何らかの形で市民にこれを還元するような、そういったものを考えてもらわないと。これはちょっとおかしいと思いますので、この辺、くれぐれもよろしく願いいたします。

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第21号を終わります。

---

#### 報告第22号契約の報告について

○議長（安藤 二郎君） 報告第22号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。上下水道事業管理者。

〔上下水道事業管理者 浅田 道生君 登壇〕

○上下水道事業管理者（浅田 道生君） 報告第 2 2 号契約の報告について、御説明を申し上げます。

本案は、議決事件に該当しない契約及び財産の処分についての報告に関する条例第 3 条第 1 項の規定により、防府市公共下水道防府浄化センターの建設工事委託に関する基本協定につきまして、御報告申し上げるものでございます。

報告いたします協定は、防府浄化センター内に汚泥濃縮施設として機械濃縮棟の建設及び機械濃縮設備等の設置をするため、日本下水道事業団法に基づく国の認可法人であります日本下水道事業団と工事委託の協定を締結したものでございます。

なお、委託期間につきましては、お手元にお示しをいたしておりますとおり、平成 2 4 年度から平成 2 6 年度までの 3 カ年とするものでございます。

以上、報告をさせていただきます。

どうぞ、よろしく願いをいたします。

○議長（安藤 二郎君） 本件に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 以上で、報告第 2 2 号を終わります。

---

#### 議案第 5 4 号市道路線の認定及び廃止について

○議長（安藤 二郎君） 議案第 5 4 号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第 5 4 号市道路線の認定及び廃止について、御説明申し上げます。

本案は、上り熊 2 号線ほか 1 8 路線の認定、繁枝上り熊 2 号線の路線の廃止をお願いするものでございます。

内容といたしましては、生活道路及び開発道路に関する 1 9 路線の認定及びほ場整備に伴い、道路としての形状がなくなったことによる 1 路線の廃止でございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第54号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第55号字の区域の変更について

○議長（安藤 二郎君） 議案第55号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第55号字の区域の変更について、御説明申し上げます。

本案は、大道上り熊地区の農地整備事業の施工に伴う土地の換地処分により、字の区域の変更を行おうとするものでございます。

変更の内容につきましては、農地整備事業の施工の結果、従来不規則であった土地の区画形状及び道路、水路等が整備されましたので、従来の土地などを境界とする字の区域を、工事後の土地などにより新たに区画しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第55号については、原案のとおり可決されました。

## 議案第56号財産の取得について

○議長（安藤 二郎君） 議案第56号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第56号財産の取得について、御説明申し上げます。

本案は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車を購入し、消防力の維持を図ろうとするものでございます。

内容につきましては、お手元の参考資料にお示しいたしておりますとおり、株式会社初田消火器ほか7者により指名競争入札を行いました結果、藤村ポンプ株式会社が落札いたしましたので、これと契約を締結しようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。木村議員。

○21番（木村 一彦君） これはどんなものなんですか。災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車というのは。ちょっともう少し詳しく、どういう災害に対応するあれなのか、教えてください。

○議長（安藤 二郎君） 消防長。

○消防長（永田 眞君） お答え申し上げます。

この災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車と。名前だけを取り上げますと非常に仰々しいんですが、緊急消防援助隊の登録に必要な車両と申しますか、通常の車両と緊急消防援助隊に登録するための車両との違いと申しますと、四輪駆動車であるとか、そういったもので、名前だけをとりましますと、何か違う車のような感じがいたしますけれども、実態といたしましては、通常使用しておりますいわゆる水槽付消防ポンプ自動車と変わりはありません。

以上でございます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第56号については、原案のとおり可決されました。

---

議案第57号防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定について

○議長（安藤 二郎君） 議案第57号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第57号防府市参画及び協働の推進に関する条例の制定について御説明申し上げます。

本市を取り巻く状況は、人口減少や少子高齢化の進行、また高度情報化の急速な進展などによるライフスタイルや価値観の多様化など、大きく変化しております。

また、地方分権改革・地域主権改革が進む中、地方公共団体には「自己決定」と「自己責任」による自治体運営が求められております。このような社会情勢の変化に的確に対応できるよう、これからのまちづくりにおいては参画と協働を推進していくことが重要になってまいります。

本案は本市における参画と協働を推進する基本原則を明らかにし、まちづくりの担い手である市民等と行政のそれぞれの役割と、参画と協働を推進するための基本的事項を定めることにより、豊かで活力あるまちづくりに資することを目的として、条例を制定しようとするものでございます。

条例案の策定に先立ちまして、有識者や公募による市民の委員で構成される「防府市市民参画及び協働の推進に関する条例検討委員会」から貴重な御提言をいただきましたので、その内容を十分尊重し、充実した条例になるように策定作業を進めてまいったところでございます。

条例の主な内容といたしましては、基本原則として「市民等は、自らの意思により、参画と協働に努めること」、「条例の制定等をするときなど重要な政策については、広く市民等の意見を求めること」、「市民等と行政は、役割を分担し、協働してまちづくりに取り組むこと」、「情報を共有すること」とし、互いの特性を認識し、協働して暮らしやすいまちづくりに取り組むことができるよう、市民等と行政の役割、参画の対象やその手法のほか、協働を推進するに当たっての取り組みなどを定めるものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 市民参画と協働に関する条例という形で出ておりますが、市民参画あるいは市民参加の条例、あるいは別な形で、協働の条例というような形で、既に全国的に多くの市でこういった市民参加、あるいは市民参画の条例をつくっております。そしてそういう中で、ある程度いろんな本に比較なども示されておるわけでありまして、各地の参画、あるいは参加条例について。それを見ると、やや防府市の条例は、私の感想で言うと手抜き条例ではないかと、こういうふうに思われるわけでありまして。

例えば、議案の182ページから183ページに、参画の対象ということで第9条の第1項ですけれども、第9条の第1項で第1号から第4号まで書いてありますが、最近できた多くの条例を見ると、このほかに市民生活に重大な影響を与える制度の制定、あるいは改廃と。こういうものが久喜市、奥州市、北広島市、稲沢市、日高市、苫小牧市、春日部市などなど、あるわけですが、むしろそれが入っていない条例のほうが少ないというような形でありますけれども、こういったものについて検討されなかったのかどうか、まずこの点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この参画の対象につきましては、いわゆる先ほど市長が口述で御説明申し上げましたが、この参画と協働に関する条例の検討委員会の中で提言をいただく形をしております。そうした中で、今、第1号から第4号までの内容でおおむねその協議が進んだというふうに理解をいたしております。

そうした中で、確かに今、市民生活に重大な影響を与えるような制度といいますか、そういったものについては住民の参加を求めるべきではないかというような、確かに書籍においてはあるわけでございますけれども、一応その中で、私どもはこの第1号第2号という中で、そういったものがカバーできるというような解釈をしたところでございます。

それにつきましては、理由といたしまして、他市町で、今、議員がおっしゃいましたように、たくさん、こういった市民生活に重大な影響を及ぼす事項については、市民参加を求めるような条例があるわけでございますが、その各条例を今、調べてみますと、そこには解説として、例えば通学路の指定とか、あるいはごみ収集についてとか、あるいは情報公開制度についてとかいったような、個別な条例とか規則に基づくものについてというような解説も入っているわけでございます。そうした中で本市と比べて見ましても、それらの分野につきましてはそれぞれ条例、規則等がございますので、そういった条例、規則を改正する場合には、当然、ここの第9条の規定によって、重大な変更があった場合にはカバーできるというふうに考えておりますので、そのように御理解いただけたらと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 第2号の市民等に義務を課し、もしくは権利を制限する条例の制定または改廃と、特にこういうところと多少ダブる部分もあるような気もいたしますが、しかしダブらない部分もあると思いますので、この辺、ぜひ委員会なりで審議を深めていただきたいと思います。

それから次の質問内容ですが、第9条の同じ第2項、183ページですが、その第2号で、市税等の賦課徴収及び分担金、使用料、手数料等の徴収に関するものは、これを外すと。いわゆる金銭条項を外すというようなものがあります。これについては、確かに多くの条例が防府市と同じような形をとっておりますが、市の条例によってはこれを第1項に加えているような条例もあります。あるいは、第2項の外すというところにこれを書かないと、これをあえて書かないという形で含みを持たせていると、そういう条例もあります。

そういった意味で、防府市がつくった逐条解説には、直接請求にはこういうものは今、入れていないというような形となっておりますけれども、これは第30次の地方制度調査会の意見によれば、こういったものは直接請求に入れるべきだというのが今の流れであります、一つの法律改正のですね、まだ改正には至っておりませんが。そういった意味で、ここをあえて第1項のほうに入れる必要はないけれども、むしろこれは、あえて第2項には入れないで、外して、含みを持たせることもできるのではないかと思います、こういう形に至った経緯といいますか、考え方についてちょっと御説明願いたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この分担金とか使用料とか手数料につきましては、今、議員が御指摘のとおりで、直接請求できない——条例の改正として直接請求ができないという中で、多くの自治体では参画の対象とはされておらないところがございます、一部の市の中で、これをいわゆる盛り込んでいらっしゃる箇所はあるわけがございますことは、承知しております。そうした中で、本市といたしましては地方自治法の今の規定の中で入れてないということがございます。

それと、今、地方制度調査会のほうで、こういったものは直接請求できるようにすべきではないかという議論があることも承知しておりまして、しかしながら、議員もおっしゃいましたように、まだ決定されたわけではございません。今後の動向を見守ることは必要だと思いますし、合わせて、これは私の持っている情報ではございますけれども、地方6団体、こちらのほうは、そのことについては現在、反対をされているというふうなことも聞いておりますので、やはり今後の動向を見守るべきではないかと、このように考えた次第でございます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それではちょっと次の内容に移ります。

防府市のこの第9条には第1項と第2項しかありませんが、他市の条例を見ると、これに第3項が加わっているものが多くあります。それはどういうことを加えているかという、参加の対象にならなかったものについてその理由を公表するという規定です。第1項あるいは第2項によって、市民参加あるいは市民参画としなかった。それはかくかくしかじかの理由でしませんでしたということを公表すると。こういうことによって行政の説明責任が果たされて、なぜ参加の対象としなかったのか。あるいはこういうものは参加すべきではないかという市民の反論も当然予想されるわけですから、そういうことでひとつの牽制にもなると。

こういうような条文で、こういった条文を付けておる市はやはり、先ほどの市民生活に重大な影響を与える制定の改廃よりは若干少ないんですけども、やはり多くの市でこういった条文を付け加えております。防府市もやはりこういったような条文を付け加えるべきではないかと思いましたが、これはなぜ、こういったものを入れなかったのか、お考えを示していただきたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 今議員がおっしゃること、私もごもっともだというふうに理解しております、この条文がどうして載ってないのかということにつきましては、協議が足りなかったのかなというような気がいたしております。しかしながら、市長等の役割で、情報の提供というものはどんどんやっていかなければならないというような規定も設けているところがございます。私どもも常々申しておりますように、今後、市民の参画を求めていくためには、情報の提供というのが一番大切になってくることと考えております。そうした中で、今、議員がおっしゃるようなことにつきましても、規則の中でうたっていけるようなことができないか。そういったことも検討してまいりたいと思えます。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） それでは、次の質問の内容に入りますが、今度は第11条で184ページから185ページに参画の手法の実施ということで書いてあります。その第11条の第2項の第1号、第2項は、「市長等は、参画の手法を実施しようとするときは、次に掲げる事項に留意するものとする」と。その1が、「市民等の多様な意見を求めるため、複数の手法を併用するよう努めること」ということがあります。複数の手法の併用に努めると。これは努めるということなので、複数でなくてもいいということにもなってしまふわけですが、これについては、いわゆるこの参画条例をいろいろと解説する本の中で



は、マッチングルールという言葉があります。

マッチングルールというのは、先ほど言ったような参画、参加の対象、幾つか、こういったものについては参画をなさいと。参画の仕方については、手法については次の第10条でパブリックコメント、審議会、意識調査説明会というような形のものがありますが、それをどういうふうに組み合わせるかというものがひとつ、ある程度きちっとしないといけないと。これがマッチングルールといわれるものであります。

そういう意味で、2つ以上のものをやれば、これはそういったものがかなりカバーできるという考え方で、そういった趣旨がここに反映されて、ここの条文の中に反映されて、複数の手法を併用するように努めるというようになっておるわけですが、ただ努めるというんでは、これは1つでいいということになるわけですよ。1つでもいいと。1つでもよければ、例えば今、継続審議になっております葬儀所の問題などについては、行政改革委員会という審議会で審査したから、もうこれで市民参画は十分だと。私はパブリックコメントぐらいはして、議案を出さんじゃいけないのではないかと、こういうふうに思うわけですけども、そうしなくてもいいということが、この条例でなるわけですね、この条例であれば。

そういう意味で、そこはやはり2つ、複数の、ここは「努める」ではなくて、「複数の手法を併用するようにしなければならない」というふうにするだとか、あるいは、例えば徳島市の条例は、パブリックコメントは必ずやりなさいという形になっております。あるいは市によっては、条例だとか基準だとか、そういうものについては、必ずパブリックコメントだと。あるいは、市民生活に関係あるようなものは懇談会のような、あるいは公聴会のようなものを必ずやりなさいと。こういうふうに複雑に書いてるところもありますが、いずれにしても、防府市のものは複数を目指せばいいということであれば、1つでいいということになってしまうので、そうなってくると、やはり今までの市民参加、市民参画等、この条例をつくったということで、どれだけ市民参加、市民参画が拡大するのかということで、むしろ疑問が生ずるわけです。

そういった意味で、ここはぜひ、複数というようなことをするか、あるいはパブリックコメントを必須とするとか、何らかのそういうものを加えなければならないと思いますが、この辺についてのお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 複数の手法を使うことを義務化すべきではないかという御提案でございます。

その中で、私どもが考えておりますのは、パブリックコメントがすべてではないという

ことが1つございます。パブリックコメントをやれば複数になるという考え方はございません。アンケートもありましょうし、意識調査を別の方法でやっていくことは可能だと思っておりますので、そうした中で、条例上は最適な方法を探すという形にしておるわけでございます。そういったことで、いわゆるパブリックコメントをここに必ずやらなければならないという形は考えておりません。

それと、先ほど少し、今、行政改革委員会からの答申についての話がございました。これはここの、第10条の2で審議会等ということで定義しているわけでございますが、これはあくまでも地方自治法上に基づく付属機関でございます。こちらの答申をもって、それをパブコメにかけるということは、ちょっといかがという考えも少しございます。その答申を出されるに当たって、例えばもう少し市民の意見を聞くためにちょっとアンケートをやってみるとか、そういった形であれば可能ではないかな、そういった形が望ましいのではないかなというような、私は考えを持っておりまして、今後もパブコメとか、市民アンケートとか、さまざまな、複数の、できるだけ複数の手法を用いて、市民の意見を聴取していく、聞いていく、これは大変重要なことだと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） パブリックコメントは、アンケートとか、それから意識調査のようなものとはちょっと違うものだと思うんです。パブリックコメントは実施に当たって、実施段階において問題がないのか、そういうことを調べるというのか、そういうのを各方面から意見をいただくということだろうと思うから、それはちょっとまた違うというふうに、私のほうは認識しております。

それから、行革委員会のほうで答申を得たものをパブリックコメントにかけるのは問題だというような形で言われておるわけですが、そうであれば、むしろ審議会の中でパブリックコメントをかけるということが必要、そういうこともあり得るんじゃないかということによっておきます。

それからちょっと執行部の皆さん、首をかしげているところもあるから申し上げますが、2月の議会運営委員会から、議案について3回ではなくて、議案の中の質問項目について3回程度質問するという事なので、私はまだこの分については2回目の質問だというふうに御理解をお願いしたいと思います。

そういうこともあり得るということで、もし、するということであれば、努力義務のような努めることではなくて、ここはぜひ、複数の手法で実施すべきだということをお願いをしたいと思います。

それで、次の質問内容に入りますが、第17条で、「協働による事業の提案」ということですが、市等協働による事業の提案制度を整備するよう努めるものとする」と。ここも「努めるものとする」なので、やるのかどうか分からないような感じですが、こういった形の、例えば市民が事業を提案して、もちろんそれをそのまま取り入れるのではなくて、審査をして、それを採用して補助金を付けると。あるいは、かなりの金額をそれで委託費のような形ですということのようなものは、既に近隣の市ではやられてるわけです。防府市が先陣を切ってこういうものを、この条例に書きこんでやるというなら、努めるというような消極的な書き方でもいいわけですが、既にもうそういう形で、近隣の市はそういった事業をやられてるわけです。

したがって、ここはぜひ、「整備するものとする」と。そういう形で、これは来年の4月から、今、スタートするという予定ですから、当然、そういうことを新年度の事業の中で考慮に入れて、ここはぜひ、「整備するよう努める」ではなくて、「整備するものとする」という形でしていただきたいと。そうしないと、この条例をつくって一体どこが変わるか。この条例をつくってもどこが変わるのかわからないというようなことにならないかと、そういうことが危惧されるわけです。むしろ、審議会にかけておきますと。市民参画はそれで済んでおりますというふうに執行部の皆さんが開き直られたら、今、審議会のいくつかは、私の意見ですが、非常に形骸化してるとは思いません。こういうふうに思われます。そういうことの中で、審議会にかけておきますという事で開き直られたら、これは市民参画はむしろ後退するための条例になってしまうわけですが、そういった意味で、せめてこの「協働による事業の提案」などは、もうちょっと明確に前向きにやるというような姿勢があるのかどうか、その辺についてお考えを伺いたしたいと思います。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この協働事業の提案につきましてでございますが、現在、協働事業提案制度ということで、先進市の事例も含めた検討を庁内では行っております。今後、その制度設計等について、早急に要綱設置になるのか、そういうことも含めてなんですけれども、きちんとした体系をもって、議員の方にも御説明ができるようにしたいと思っております。

○議長（安藤 二郎君） 田中健次議員。

○20番（田中 健次君） 時間の関係もありますから、ポイントとなるような点、5項目程度について述べさせていただきましたけれども、まだまだ多岐にわたる課題があると思いますので、ぜひ委員会で慎重に審議をしていただきたいということを要望して、質

問を終わります。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 総務委員会に所管というか、委員会に付託をされるでしょうか、基本的なことだけちょっとお尋ねをしたいんですけれども。ずっと条例を読んでみますと、この条例ができてどう変わるのかなという疑問が、実は私はあります。どこがどう変わるかを教えてください、防府市が。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） これまで市のほうでは、市民の参画と協働ということをいろんな場面で御説明をしてくる中で、それぞれの部署でそれぞれの要綱とか、実施要領等々でやってきた経緯がございます。そうした中で、条例化するというところで、これまでの体系を1つの形にまず基本的にまとめるということが1点でございます。

それと今、いろいろ田中議員からも御指摘がございましたように、先進地の条例等を比較すれば、まだまだ進化させなければいけない部分というのはあろうかとも思っております。しかしながら、まずはその地域に適した条例制定をやることによって、今後、年数をかけて、この条例も進化させるとともに、参画も進めていく。そういった形が、取るべき今の状況ではないかというふうに、これをお願いをしたわけでございます。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） 明文化してなければ、物事を進めるときに臨機応変に弾力的に事を運ぶことができるんですけれども、条例という非常に格式ばったものにすると、なかなか弾力性が使えなくなるんです。そのことをたぶん田中議員のほうはおっしゃってるんだろうと思いますが。

そこで1点だけ、大変大事なことでお尋ねしますが、第2条で、「市民等 市内に住所を有する人、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内で事業活動その他の活動を行う人若しくは団体をいう」ということがあって、そして後ろのほうに審議会があって、パブリックコメントがあって、参画の方法はパブリックコメントだ、公募だということがありますが、一番大事なのは、審議会そのものに、あるいは協議会も含めてですが、市長が指名したりする人については、この「市民等」というのが使えるのか使えないのか、当てはまるのか当てはまらないのか。

なぜそのことを言うかといいますと、先日来、去年の8月以来、市民プールはどうするかというのに、徳山高専の助手かなんかで、土質かなんかの研究をしとる人らしいですが、この人は防府に住んでもおらんし勤めてもおらんわけです。その人が副委員長。そして最後のまとめのときには、私は市民でもないですから、まあどうでもいいですみたいな、よ

うな趣旨の発言があった。こういう人になってもらっちゃ困るんです。だから、一番大事なものは、市民参画も大事です、大事なんです。だけどよその人に来て、防府のことを混ぜくってもらわんでもええんです。

交通体系も伺ってみたいんですが、交通体系、どうするか。徳山高専の人を使いましたね。そして、徳山高専の一学生の卒業論文を対象に、特別委員会ではああじゃこうじゃて、いろいろ議論しちゃったのですが、彼女も果たして防府の人間なのか。あるいは、今の徳山高専の先生も防府の人間なのかどうか。僕、防府の人間じゃないなと思うたのは、その卒業論文、特別委員会でも問題になりましたが、華城であるとか、それぞれの地域の人口が大でたらめ。防府市が提供したデータはちゃんとしたデータが提供してあるんでしょうが、彼女が使っているのは華城でいえばとんでもない人口の数字が上がってましたよね。それはもう、特別委員会に出た委員の方々、あるいは執行部も知っと思ってと思いますが、そういうこの「市民等」というのが、すべての、よほどのものでない限り、本当に市民等、ここでいう市民等を任命をしなければ、防府のことは防府で決めるという趣旨から外れてくると思うんですが、それはそういう市長指名とかいうような委員さんにも該当するのかわりか。基本的なことですから、お伺いしておきます。

○議長（安藤 二郎君） 総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） この審議会等には、法律に基づくものから、あるいは条例、要綱等で設置するものと、数多くあるわけございまして、それぞれの中で、例えば学識経験者を必要とする場合には、やはり県内でお願いするということもありましようし、また行革につきましては、市内の方で構成をさせていただいているという例もございまして。そういったことで、それぞれやはり各審議会の中身によって変わってこようかと思っております。今、議員おっしゃることはもっともだと思いますので、そういった目的に合った選定、こういったものについては注意していかなければならないと、このように考えております。

○議長（安藤 二郎君） 土井議員。

○6番（土井 章君） ぜひ、よほどのことがない限り、防府のことは防府の市民、要するにここで書いてある「市民等」が決めるという方式を、ぜひとっていただきたいと思っております。

評論家的学者を学識経験者で入れたら、結果的には金太郎あめの市政になるんです。だって、防府のこと知っちゃっちゃんない人がああです、こうです言うたら、結局よそではこうです、あそこではこうですと、先進事例を出しては説明して、そっちに、普通の一般の人は、専門家がおっしゃるんじゃないらこっちかみたいな形で、結果的にはよそと何ら変わらない市になってしまうんです。そういう意味からして、ぜひ厳格に、この「市民

等」というのは、普通の審議会、協議会、委員会等でも、厳格に適応していただくようお願いをして、後は委員会で質問をさせていただきたいと思えます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第57号については総務委員会に付託と決しました。

---

#### 議案第58号防府市事務分掌条例等中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第58号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第58号防府市事務分掌条例等中改正について御説明申し上げます。

本案は、住民基本台帳法等の改正及び出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律第4条による外国人登録法の廃止に伴い、所要の改正をしようとするものでございます。

改正の主な内容につきましては、現行の外国人登録制度に代えて外国人住民につきましても、住民基本台帳法の適用対象に加えることにより、本市の住民基本台帳に記録されること及び外国人住民に係る住民票の記載特例として「通称」の記載ができることとされることに伴い、本市の関係条例について所要の改正をしようとするものでございます。

御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第58号については、原案のとおり可決されました。

---

#### 議案第59号防府市税条例中改正について

○議長（安藤 二郎君） 議案第59号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第59号防府市税条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、地方税法の改正等に伴い、本市の市税条例に所要の改正を行おうとするものでございます。改正の内容につきましては、個人の住民税における寄附金税額控除の対象に公益を目的とする事業を行う法人、または団体に対する寄附金のうち、財務大臣が指定した寄附金、教育又は科学の振興、文化の向上、社会福祉への貢献、その他公益の増進に著しく寄与する特定公益増進法人に対する一定の寄附金等を加えようとするもの、また、年金所得者の申告手続の簡素化の観点から、寡婦（寡夫）控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とするもの、さらに固定資産税について、地域決定型税制特例措置の導入に伴い、下水道除害施設などの課税標準額の特例割合を定める、規定するものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第59号については、

原案のとおり可決されました。

---

**議案第60号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について**

○議長（安藤 二郎君） 議案第60号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第60号防府市営住宅設置及び管理条例中改正について御説明申し上げます。

本案は、勝坂住宅のうち老朽化した5棟16戸を解体し、用途廃止をいたしましたので、管理戸数を改めようとするものでございます。

よろしく御審議、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、委員会付託を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、討論を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 討論を終結してお諮りいたします。本案については、これを可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第60号については、原案のとおり可決されました。

---

**議案第61号防府市工場等設置奨励条例中改正について**

**議案第62号防府市事業所等設置奨励条例中改正について**

○議長（安藤 二郎君） 議案第61号及び議案第62号の2議案を一括議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 議案第61号防府市工場等設置奨励条例中改正について及び議案第62号防府市事業所等設置奨励条例中改正について、一括して御説明申し上げます。



まず、議案第61号防府市工場等設置奨励条例中改正についてでございますが、企業立地のさらなる推進と、市内企業の積極的な設備投資を活発化させ、本市産業の振興と雇用の拡大を図るため、奨励措置の一部を見直そうとするものでございます。

改正の内容でございますが、雇用奨励金の額を1人当たり20万円から40万円に増額するとともに、雇用奨励措置の対象となる従業員のうち、学校等を卒業後3年を経過するまでの間に雇用された者の雇用奨励金の額については、さらに10万円を加算した50万円に拡充しようとするものでございます。

次に、議案第62号防府市事業所等設置奨励条例中改正についてでございますが、本市の商業地域における事業所等のさらなる誘致を促進し、中心市街地の活性化、産業の振興及び雇用の拡大を図るため、奨励措置の一部を見直そうとするものでございます。

改正の内容でございますが、さきに御説明いたしました工場等設置奨励条例の改正内容と同様に、雇用奨励金の額について見直しをしようとするものでございます。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） ただいまの補足説明に対して、一括して質疑を求めます。土井議員。

○6番（土井 章君） お尋ねをしますが、こういう施策的なものというのは、基本的には当初議会というか、それで出されるのが一般的ですが、なぜ当初議会じゃなくてこの時期に出たのか、1点お尋ねしたいと思います。

2点目は、学校を卒業して3年以内ということですが、3年以内ということは、その3年の間にどっかの企業に就職しとって、途中で、1年目で辞めて、よその企業に移ったという人でも対象になるのかどうか。

次は、この条例に若干疑問を感じるのは、むしろ卒業しだちの子どもよりは、子どもじゃない大人もおるんでしょうが、むしろ育ちざかりの子どもを抱えてる大人の方がリストラされたときのほうが、はるかに私は重要ではないかというふうに思ってます。むしろ、学校卒業後3年以内というよりは、そういう中高年者に対する対応がないのはなぜなのか。大変残念だなというふうに思います。

それからもう一点は、最後は、企業にとって必要なのは——企業にとってというか、防府市にとってかもしれませんが、人を雇うたら20万円、40万円になったとかいうことで、そういうことで職員を雇うことはしないと思います。必要な人間しか雇わんし、必要以上の人間は雇わんのです。補助金があろうとなかろうと、必要であれば雇う。むしろ、今の防府市にとって一番大事なのは、有効求人倍率も県下最悪ですけども、むしろ企業誘致等の働く場の枠を確保する、それは企業誘致しかないと思うんですけども、そうい

うことに重点をおくべきであって、来た企業そのものは、必要最小限の人間は、そういう措置があろうとなかろうと、私は雇うであろうというふうに思いますが、その辺の、この条例改正の考え方をお尋ねします。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） お答えいたします。

まず、本来こういう条例は3月議会で、4月施行ではないかという御質問でございますが、基本的にはおっしゃるとおりであるというふうに考えております。

今回は、昨年来、それ以前からもですけれども、議会あるいは私どもの内部でもそうですけれども、この奨励措置につきましているいろいろ検討する中で、昨年、23年度の中小企業の振興への新たな取り組みとして、製造業を中心とした市内に本社、本店機能を有する中小企業を対象としたアンケートを実施したわけでございます。そのアンケートの内容はともかくといたしまして、そのアンケート調査に回答があった会社の中から50社余り、企業訪問いたしまして、その辺の意見を、全部が全部そういうふうにおっしゃるわけではないんですけれども、集約をさせていただいて、できるだけ早い時期にということで、上程したのがこの時期になったということでございます。

議員おっしゃるとおり、本来、制度改正というのは3月議会、4月施行というのが望ましい姿であるとは考えておりますので、そのような形で今後進められるように努めてまいりたいとは思っております。

それから、新卒3年の件でございますけれども、これは厚生労働省のほうから新卒者の就職の定着率、あるいは就職率が低いというところで、新卒者の扱いというのを新卒後3年間、新卒者、扱ってほしいという要請が出ております。基本的にはそれに沿って、3年間ということで考えているものでございます。

それから、企業誘致につきましては、いわゆる雇用奨励よりも、本来、企業に来ていただく施策のほうの方が大事ではないかという御質問でございますけれども、それも基本的にはそのように思います。雇用奨励も重要であるというふうには思っております。

ただ、本市の場合、例えば用地取得費につきましても、これ、今までも申し上げているところでございますけれども、本市自前の土地がないというところで、今の用地取得奨励をさらに上積みをするというのは、今はちょっと難しいのかなと。

それから、いわゆる設置奨励金、今、固定資産税相当額につきましても、これは税相当額でございますので、今3年間、これを5年間にしている市もございまして、これにつきましても今時点では、やはり税相当額でございますので、3年で考えていきたいというふうに考えております。

それから、この奨励条例に関しましては、特に中高年対策の施策は、見たらおわかりのとおり、対象とはしておりません。ただ、雇用奨励というのは、だれを雇ってもいいわけでございまして、40万円しか出ませんけれども、新卒の50万円というわけにはいきませんが、対象にはなっておるということで、御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 20万円を40万円に改めるということですが、過去、この20万円を支給した実績といたしますか、それはどうなんでしょうか。といたしますのは、これをこのように変えたということは、20万円ではちょっと不足だと、効果がないということで40万円にしたのかと、その辺ちょっと。

○議長（安藤 二郎君） 産業振興部長。

○産業振興部長（吉川 祐司君） 実績は、大変たくさんございまして、どういうふうに申し上げたらよろしいんでしょうか、毎年、相当額、ちょっとすみません、数字がばらばらしておりますので、毎年、相当額出ております。効果がないというよりは、この雇用奨励に関しましては、県内トップと、要するに県内で一番魅力的な数字にしたいということでございます。

今までも、企業が進出してまいりましたときに、先ほど土井議員の質問にもございましたけれども、企業、進出してくれば、当然、それに伴う従業員を雇うということはあるわけでございまして、件数も毎年数十件、数十件か数十名かはあれですけども、該当がございまして、効果がないから増やしたというわけではございません。

以上でございます。

○議長（安藤 二郎君） 久保議員。

○9番（久保 玄爾君） 県内トップということで、非常に素晴らしい制度だということですが、それであれば、むしろ先ほど土井議員から質問がありましたように、工場設置奨励条例の中の、例の固定資産税分を3年間払うというやつを、よそは5年にするとするものもあるようですが、6年にするとかですね、そのようにしたらどうでしょうか。

実は、何を言いたいかといいますと、ブリヂストンがあそこに、産業機械用のタイヤの工場をつくったというのを、実は私一般質問で、こういう条例が廃止になったのを復活しろという質問しまして、当時、関さんが企画課長だったと思うんですが、それを受けて、やろうということでやった。ちょうどタイミングがよかったんですが、そのときにBSが、久留米から、小平から全部調べて、唯一防府にそれがあるということで、あそこに産業機

械のタイヤをつくる工場ができたという経緯があるんです。そのときはほかになくて、うちにあったからなったんです。

そういった意味で、今、吉川部長がおっしゃったように、20万円を40万円にしたのはそういったことであるということであれば、そちらもしっかり考えていかないといけないのではないかというふうに思います。これは意見として言っておきます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。

ただいま議題となっております2議案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第61号及び議案第62号の2議案については産業建設委員会に付託することに決しました。

---

#### 議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）

○議長（安藤 二郎君） 議案第63号を議題といたします。

理事者の補足説明を求めます。副市長。

〔副市長 中村 隆君 登壇〕

○副市長（中村 隆君） 議案第63号平成24年度防府市一般会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

まず、第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億8,412万3,000円を追加し、補正後の予算総額を404億7,312万3,000円といたしております。

第2条の地方債の補正につきましては、4ページの第2表にお示しいたしておりますように、消防施設整備事業に関わる限度額を変更いたすものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算の内容につきまして、事項別明細書によりその主なものについて御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、6ページ上段の14款使用料及び手数料1項使用料3目衛生手数料につきましては、葬儀所業務の廃止案が継続審査となっておりますことから、葬儀所に係る祭壇使用料、霊柩車使用料につきまして、当初予算に計上いたしました3カ月分を通年の12カ月分に増額補正するものでございます。

次に、同じページ中段の15款国庫支出金2項国庫補助金6目消防費補助金につきましては、国の補助事業不採択により、消防防災施設整備費補助金の全額を減額するものでござ

ございます。

次に、同じページ下段の16款県支出金2項県補助金につきましては、補助事業の内示決定等によるものでございまして、1目総務費補助金といたしまして、離島航路の運行に対する離島航路補助金の増額を計上いたしております。

次に、2目民生費補助金につきましては、新たに、介護施設の開設準備経費に対します介護職員処遇改善等臨時特例基金交付金及び難聴児補聴器購入費等助成事業補助金を計上するとともに、子育て支援特別対策事業費補助金の増額を計上いたしております。

次に、5目農林水産業費補助金につきましては、農産園芸等振興対策事業費補助金、地域農業マスタープラン作成事業費補助金を増額するとともに、新たに、老朽化等が進んだため池の防災対策に対する緊急防災対策事業補助金を計上いたしております。

次に、8目教育費補助金につきましては、新たに、子ども農山漁村交流プロジェクトに対する豊かな体験活動推進事業補助金及び県指定文化財保存活用事業に対する補助金を計上いたしております。

次に、8ページ2段目の19款繰入金1項基金繰入金につきましては、新たに4目社会福祉事業振興基金繰入金といたしまして、本年3月の補正予算におきまして積み立てておりました障害者福祉の充実のための指定寄付金500万円を福祉車両購入に充てるための繰入金として計上するものでございます。

次に、同じページ3段目の20款繰越金につきましては、平成23年度の決算見込みに基づき計上いたしております。

なお、繰越金につきましては、その2分の1相当額を財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、同じページの4段目の21款諸収入6項雑入3目雑入につきましては、使用料の項でも御説明申し上げましたが、葬儀所に係る葬具売却収入をクリーンセンター雑入といたしまして増額するとともに、財団法人自治総合センターからのコミュニティ助成事業助成金を消防総務課雑入といたしまして増額補正するものでございます。

歳入の最後であります、同じページ下段の22款市債1項市債5目消防債につきましては、消防防災施設整備事業に係る国庫補助金の減額に対する防災基盤整備事業債の増額を計上いたしております。

続きまして、歳出の主なものについて御説明を申し上げます。

まず、10ページ上段の2款総務費1項総務管理費1目一般管理費の総務課管理経費につきましては、当初予算で御審議いただきました不当要求行為等防止対策委員会専門委員に対する報酬につきましては、改めて計上いたすものでございます。

委員会に専門委員を配置することにつきましては、不当要求行為等に対し、専門知識を有する方に迅速かつ適切な職員への助言や直接対応していただくことが、職員が業務に専念できる職場環境の確保と事務事業を円滑かつ適正に執行する上において、ぜひとも必要であることから、再度、お願いするものでございます。

次に、7目財政調整基金費につきましては、歳入の繰越金の項で御説明申し上げましたが、繰越金の2分の1相当額に当たります7億5,000万円を積立金として計上いたしております。

次に、16目地域振興費の公共交通対策事業につきましては、有限会社野島海運への離島航路補助金の国庫補助金の減額に伴い、県、市が負担する補助金の増額を計上いたしております。

次に、同じページ下段の3款民生費1項社会福祉費4目高齢者福祉費の老人福祉施設整備補助事業につきましては、平成23年度の繰越明許費に計上いたしておりました介護職員処遇改善等臨時特例基金交付金につきましては、県との協議により、繰り越しをせず、改めて、平成24年度の予算として計上いたすものでございます。

次に、5目の障害者福祉費につきましては、身体障害者福祉センターほか4施設管理運営事業におきまして、身体障害者福祉センター利用者の送迎用バスの購入に係る経費を計上するとともに、新たに軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費等に対する助成金を計上いたしております。

次に、12ページ上段の2項児童福祉費2目児童措置費の社会福祉施設整備補助事業につきましては、安心子ども基金を活用し、老朽化した保育施設の改修に対しまして、新たに保育所施設整備費補助金を計上いたしております。

次に、同じページ下段の4款衛生費3項葬儀所費1目葬儀所費につきましては、歳入の使用料の項で御説明申し上げましたが、葬儀所の運営に係る経費を増額するとともに、職員給与費につきましては、14ページ上段の4項清掃費1目清掃総務費の職員給与費と組み替えを計上いたしております。

次に、14ページ下段の6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費につきましては、地域農業マスタープラン作成事業に係る経費等の増額を計上いたしております。

次に、3目農業振興費の園芸作物の生産機械整備事業につきましては、集落営農法人等の機械整備による省力化等の取り組みを支援するため、農産園芸等振興対策事業補助金の増額を計上いたしております。

次に、5目農地費につきましては、ため池耐震対策事業の廃止に伴いまして、県事業負担金を増額するとともに、新たに、緊急防災対策事業といたしまして、ため池の改良・改

修工事費を計上いたしております。

次に、16ページの上から3段目の7款商工費1項商工費2目商工振興費の企業誘致推進事業につきましては、工場等設置奨励条例に基づきまして、用地取得に係る奨励措置を行うため、株式会社サンメックへの用地取得奨励金を計上いたしております。

次に、3目観光費の観光施設等管理事業につきましては、街道観光の観光地づくりに向け、旧山陽道におきまして崩落等の恐れがあります法面・路肩の修復に係る工事請負費を計上いたしております。

次に、同じページ下段の9款消防費1項消防費1目常備消防費の火災予防啓発事業につきましては、コミュニティ助成金を活用いたしまして、幼年消防用鼓笛隊セットの購入に係る経費を計上いたしております。

次に、18ページ上段の10款教育費1項教育総務費3目教育指導費につきましては、当初予算で御審議いただきました知能検査・学力検査事業につきましては、改めて小学3年生、5年生及び中学2年生の学力検査に係る経費を計上するとともに、新たに、豊かな体験活動推進事業として、子ども農山漁村交流プロジェクトによる向島小学校4年生、5年生の体験活動実施に係る経費を計上いたしております。

次に、同じページ中段の3項中学校費2目教育振興費の中学校教材用品整備事業につきましては、さきの3月議会におきまして、保護者の負担軽減を求める決議をいただいておりますので、早急な予算措置をしたいとの思いから、議会との合意を得ず、まことに遺憾の意を表する次第でございます。

提案内容につきましては、各学校の協議等も踏まえまして、武道必修化に伴う環境整備といたしまして、柔道着の購入に係る経費を計上いたしましたものでありますので、御理解いただきたいと存じます。

次に、同じページ下段の4項社会教育費3目文化財費の文化財保護管理事業につきましては、昨年、国の重要文化財に指定されました旧毛利家本邸の説明看板の設置等に係る委託料を計上いたしております。

以上、今回の補正の主なものについて、御説明申し上げましたが、収支をいたしまして、補正後の予備費を7億5,920万1,000円といたしております。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（安藤 二郎君） 本案に対する質疑を求めます。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 質疑を終結してお諮りいたします。本案については、なお審査の要があると認めますので、所属常任委員会に付託したいと思っておりますが、御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安藤 二郎君） 御異議ないものと認めます。よって、議案第63号については予算委員会に付託と決しました。

ここで、先ほど、職員の交通事故についての説明を総務部長より報告させます。総務部長。

○総務部長（阿川 雅夫君） 先ほど、報告の第18号、19号、20号で御説明しました折に、三原議員からの御質問の中で、市の職員が公用車で起こした事故、5年間の件数ということと、それに対する市有物件に係る保険料、こういったものについてでございます。

まず、事故件数、これは議会の報告も全部含めてでございますが、平成19年度が10件、平成20年度が35件、平成21年度が25件、平成22年度が24件、平成23年度が31件、5年間で計125件となっております。

それから、いわゆる保険料、これは分担金として予算計上してるわけでございますけれども、お願いしているわけでございますけれども、ちょっと3年間しか資料、ございませんが、平成21年度が550万4,000円、平成22年度が577万7,000円、それから平成23年度が547万6,000円ということでございますけれども、先ほど御説明いたしましたように、いわゆる保険料につきましては、それぞれ所有する物件の件数等々に、あるいは使用月数といいますか、そういったもので複雑な計算をした上でかかっておりまして、件数によって保険料が決まってくるというふうに御理解をいただけたらと思います。

以上、御報告申し上げます。申しわけございませんでした。

---

○議長（安藤 二郎君） 以上をもちまして、本日の日程はすべて議了をいたしました。

本会議はこれで散会いたします。

次の会議は、6月13日の午前10時から一般質問を行いますので、よろしくお願いたします。

午後3時21分 散会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成24年6月8日



防府市議会議長 安 藤 二 郎

防府市議会議員 河 杉 憲 二

防府市議会議員 土 井 章